

新景観政策の更なる進化検討委員会 諮問の背景及び今後の審議の進め方

新景観政策の背景と概要

京都市の景観政策のあゆみ

京都市の取組や出来事	国の動き
1930年 風致地区の指定	
1956年 屋外広告物条例の制定	
1964年頃 京都タワー建設, 双ヶ岡開発計画 で景観論争	1966年 古都保存法 制定
	1970年 建築基準法 改正 (31mの絶対高さ制限の廃止)
1972年 市街地景観条例の制定, 美観地区, 特別保存修景地区等を指定	1975年 文化財保護法 改正 伝統的建造物群保存地区制度 創設
1973年 市街地の大半に高度地区を指定(10m, 20m, 31m, 45m)	
1991年 「土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」 北部保全・都心再生・南部創造 (同時期に京都ホテル, 京都駅ビルで景観論争)	
1994年 「古都京都の文化財」世界遺産登録	
1996年 景観規制, 高さ規制等の強化	
2000年頃～ 都心部において, 大規模マンションの建設が問題化	建築基準法等の改正による規制緩和
2003年 「国家戦略としての京都創生」の提言(景観・文化・観光)	2004年 景観法 制定 文化財保護法 改正 文化的景観制度 創設
2005年 「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」設置	
2007年 新景観政策	2008年 歴史まちづくり法 制定

しのび寄る景観破壊

地域の町並みに不調和な建築活動

鴨川東岸から西岸(先斗町等)を見る



屋外広告物による景観の悪化



屋外広告物

京町家等の歴史的建造物の消失



町家と高層建築物

眺望景観や借景の喪失



世界遺産の上賀茂神社の
周辺に立つマンション

「歴史都市・京都の景観形成のあり方」

5つの基本方針

50年後, 100年後の
京都の将来を見据えた歴
史都市・京都の景観づくり

建物等は
「私有財産」であっても
景観は「公共の財産」

京都の優れた景観を守り,
未来の世代に継承する
ことは, 現代に生きる
**私達一人一人の
使命・責務**

①「盆地景」を基本に
自然と共生する景観形成

②伝統文化の継承と新たな創造との
調和を基調とする景観形成

③「京都らしさ」を活かした個性ある
多様な空間から構成される景観形成

④**都市の活力を生み出す景観形成**

⑤行政, 市民, 事業者等の
パートナーシップによる景観形成

- ① 建物の**高さ規制強化** (45m→31m, 31m→15mなど)
- ② 建築物の**デザイン規制**
- ③ **眺望景観・借景の保全**
- ④ **屋外広告物の規制強化**
 - ・ 屋上看板・点滅式看板の全面禁止
 - ・ 色・大きさの規制【けばけばしい看板, 大きすぎる看板の規制】
- ⑤ **歴史的町並みの保全・再生**
 - ・ 歴史的な町並みや建造物の指定
 - ・ 伝統的な建造物の外観の修理・修景に対する助成

6つの条例の制定・改正

(2007年3月13日 京都市会 全会派一致で議決)

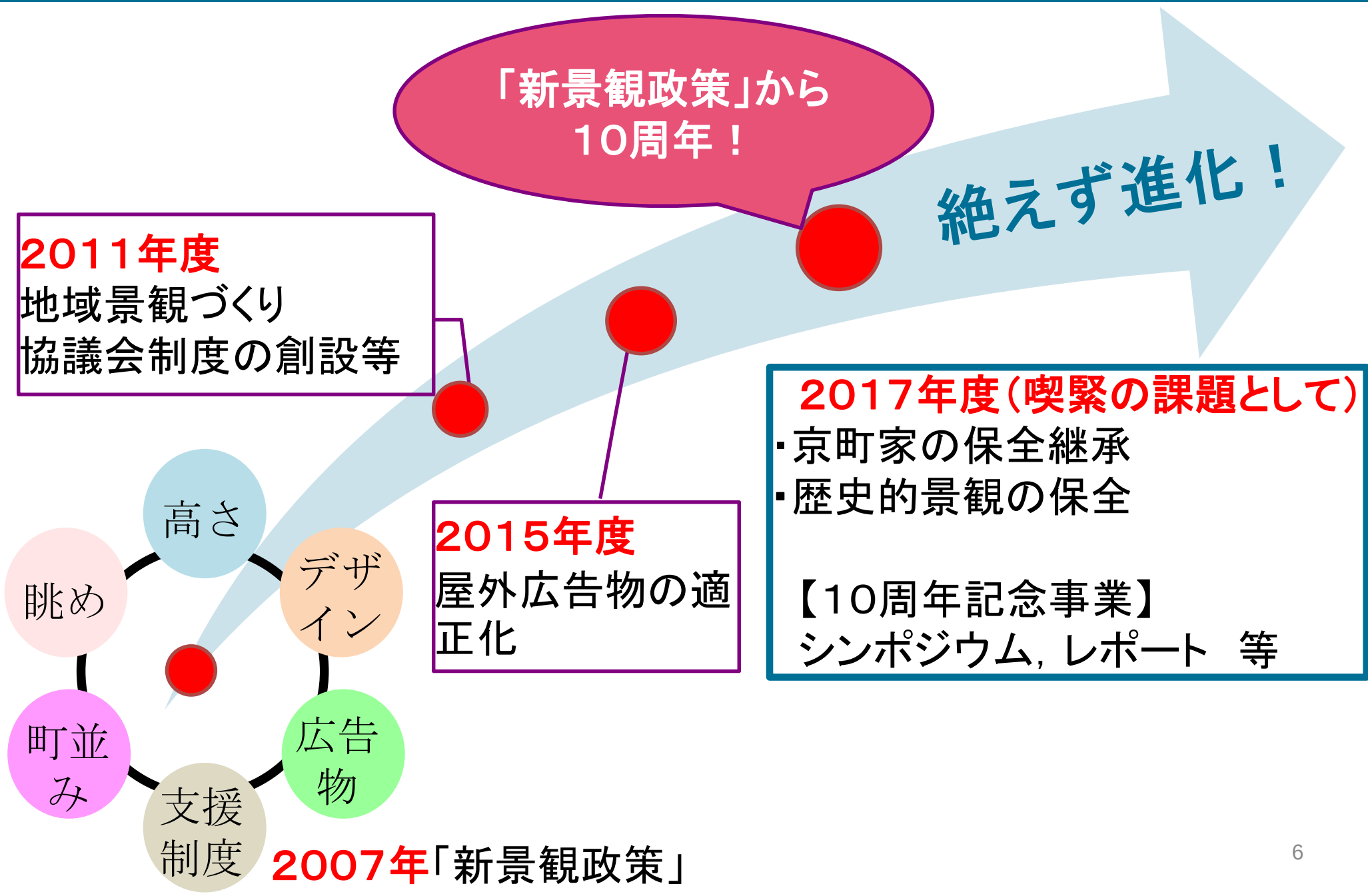
- ・ 眺望景観創生条例 (制定)
- ・ 高度地区の特例許可の手續に関する条例 (制定)
- ・ 自然風景保全条例 (改正)
- ・ 風致地区条例 (改正)
- ・ 市街地景観整備条例 (改正)
- ・ 屋外広告物等に関する条例 (改正)

都市計画の変更

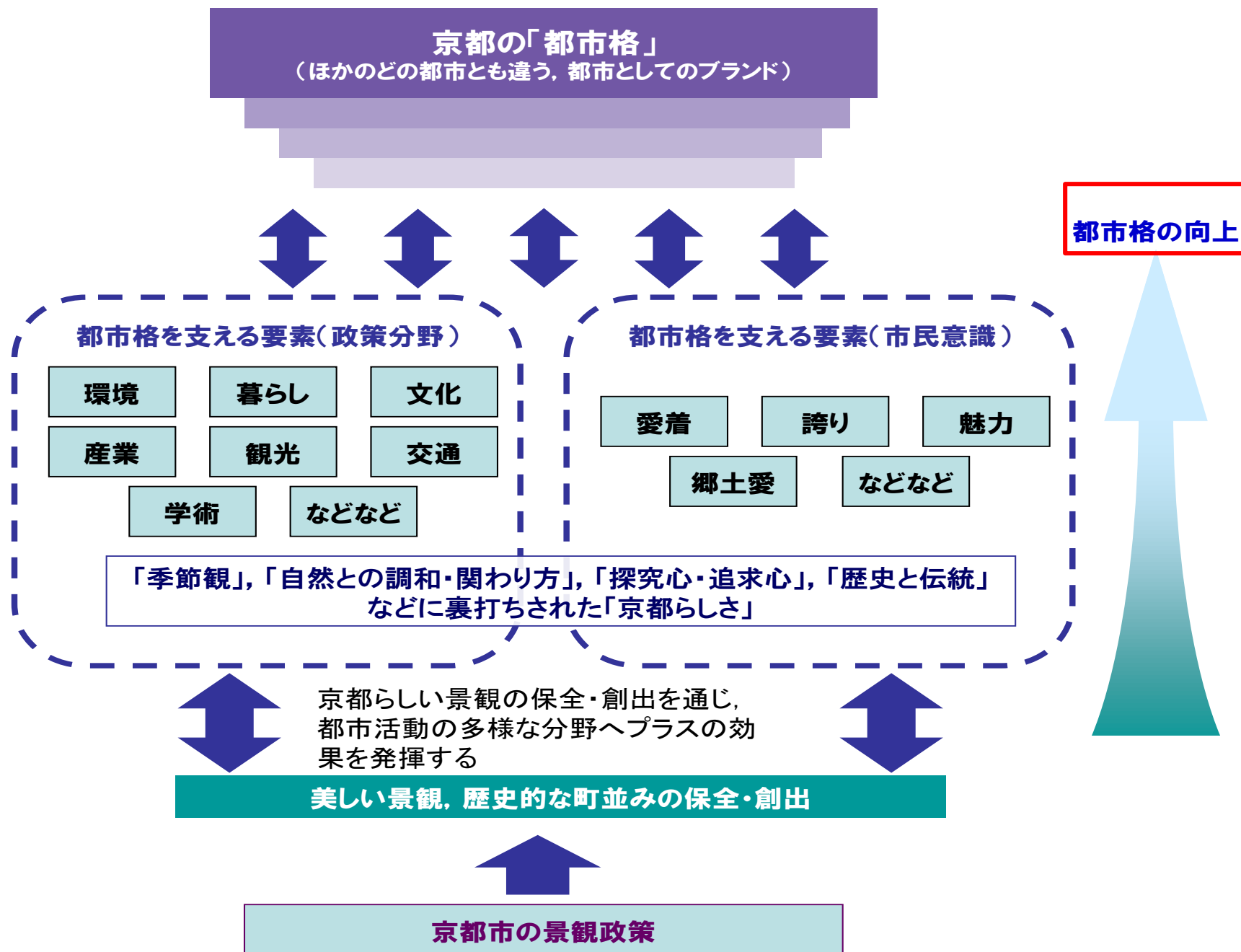
- ・ 高度地区
- ・ 景観地区
- ・ 風致地区

景観計画の変更

- ・ 建造物修景地区 等



景観政策の目的



新景観政策10周年記念事業 (昨年度実施)

全体テーマ

京都から考える

これからの歴史・文化・創造都市

議論を深めるための4つのテーマ

- ・ 都市の活力を生み出す景観
- ・ コミュニティと景観まちづくり
- ・ 景観を紡ぎ出すデザイン
- ・ 景観・文化の継承と創造

京都から考える これからの歴史・文化・創造都市



基調講演

鷺田 清一 氏

京都市立芸術大学学長



基調報告

門内 輝行 氏

大阪芸術大学教授, 京都大学名誉教授



ていだん
鼎 談

鷺田清一氏 × 門内輝行氏 × 門川大作 京都市長

鷺田清一氏 基調講演

■ まちづくりの二つのジレンマ

① 「計画性」と「自然発生性」

② 「ユニバーサルなもの」と「ローカルなもの」の共存

■ 景観の本質は「見るもの」ではない

■ 二項対立・ジレンマのように見えるものが折り重なり、
都市に奥行き感をつくっているのではないか

■ コミュニティのあり方が重要

■ 理念・価値観に基づく呼びかけが必要



- 「敷地主義」の弊害
- 「見る景観」から「感じる景観」へ
- パブリックな空間の重要性
- 小さな「town」の集合体としての京都
- 最後に
 - － この10年、京都市の**市民力・地域力**を実感した。(門川)
 - － 景観は、**コミュニティ・住まう人の関係**のあり方(鷺田)
 - － 景観とは**健康**に似ている。京都が本当に健康的な都市になり、本当の景観が滲み出してくる仕組みができれば。(門内)



都市の活力を生み出す景観



面出 薫 氏

(株)ライティング プランナーズ アソシエーツ代表取締役
武蔵野美術大学客員教授



若林 靖永 氏

京都大学経営管理大学院長, 同大学院教授
京都大学大学院経済学研究科教授



コーディネーター

大島 祥子 氏

一級建築士事務所 スーク創生事務所代表

都市の活力を生み出す景観

- 面出薫 氏 ((株) ライティングプランナーズ アソシエーツ代表取締役
武蔵野美術大学客員教授)

- 1日の半分の景観は「夜」

今、世界中のまちが夜を大切に迎えようとしている

- 照明を文化としてとらえる

- 京都の街あかりを考える5つのキーワード

(暖かいあかり／陰影礼讃／人間尺度／行灯のような／エコ＋最先端)

- 若林靖永 氏 (京都大学経営管理大学院長, 同大学院教授
京都大学大学院経済学研究科教授)

- 景観を考えるうえでの観光

－ 京都市が観光に取組む意義は「京都の魅力の維持と創出」

- 長期的な視点で見ると

「景観十年, 風景百年, 風土千年」(佐佐木綱 他)

■ 都市の活力とは？

- －「投資の有無」と「健康的な生活」の2通りの見方

■ 観光客の増加と市民生活

- － 変化に対処できていないことが問題
- － 観光地や夜を楽しむ街と住宅地を都市計画的にデザインすることが必要



コミュニティと景観まちづくり



田中 志敬 氏

福井大学国際地域学部講師



嘉名 光市 氏

大阪市立大学大学院工学研究科教授



コーディネーター

杉崎 和久 氏

法政大学法学部教授

コミュニティと景観まちづくり

田中志敬 氏（福井大学国際地域学部講師）

- 京都の景観まちづくりは「**うなぎ屋の秘伝のタレ**」
- 住民自治の歴史（防衛から住環境へ **揺れ動く自治**）
- 現代の課題 担い手不足や新しい住民の価値観

嘉名光市 氏（大阪市立大学大学院工学研究科教授）

- 船場での社会実験，水都大阪，生きた建築ミュージアム
- **エリアマネジメント**（BID条例[**B**usiness **I**mprovement **D**istrict]
／大阪市[大阪エリアマネジメント活動促進条例]）
- まちの**価値**を作る
 - － 断片的に残っているものに価値を見出して皆で合わせる
- **マネジメント**の重要性

■ まちづくりの担い手

- 大阪の都心では、**住民と事業者が連携**
- 新たに来た「よそ者」みたいな人が重要

■ まちづくりの手法

- 道路や河川等の公共空間を利活用した**エリアマネジメント**
標準スペック以上のことは自分たちが頑張るしかない



景観を紡ぎ出すデザイン



中村 良夫 氏

東京工業大学名誉教授, 元京都大学教授



青木 淳 氏

(株)青木淳建築計画事務所主宰, 建築家, 東京藝術大学客員教授



コーディネーター

中嶋 節子 氏

京都大学大学院人間・環境学研究科教授

景観を紡ぎ出すデザイン

中村良夫 氏 (東京工業大学名誉教授, 元京都大学教授)

- **名都**の条件 名都の景観＝**風土性**の表現
- **ニワ**とは何か ニ(土)＋ハ(場, 庭)
- **風物詩**の世界 風土の俳句的断片
 - － 人物は風土の中心

青木淳 氏 ((株)青木淳建築計画事務所主宰, 建築家, 東京藝術大学客員教授)

- 京都市美術館再整備工事
- **非物質的継承**(日本の継承の仕方)
 - － 換骨脱胎
 - － 付合的継承(調和と読み替え) 「連歌」, 「渦」

■ 京都の景観をどう見るか

- モノにこだわるのではなく、モノの解釈(みたて)の斬新さが重要。
- 色々な個性が集まるまち。ただし、場所の特性は失われつつある。

■ これからの京都の景観

- 建物と道路、まちとの関係が良くなることが重要。
- 賑わいのあるヒロバの作り方が大切



景観・文化の継承と創造



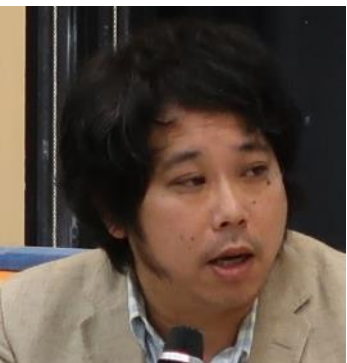
佐々木 雅幸 氏

文化庁地域文化創生本部主任研究官
同志社大学経済学部特別客員教授, 大阪市立大学名誉教授



濱崎 加奈子 氏

有斐斎弘道館代表理事兼館長, 専修大学文学部准教授



コーディネーター

阿部 大輔 氏

龍谷大学政策学部准教授

佐々木雅幸 氏 (文化庁地域文化創生本部主任研究官
同志社大学経済学部特別客員教授, 大阪市立大学名誉教授)

- **創造都市**とは ボローニャ(イタリア), 金沢
 - 市民一人一人が創造的に, 働き, 暮らし, 活動する都市
- 京都は**レジリエント創造都市**
 - レジリエント: 大きなショックを受け止めて再生する力
 - 歴史の大きな転換期には, 「文化」が京都の社会の基礎に

濱崎加奈子 氏 (有斐斎弘道館代表理事兼館長, 専修大学文学部准教授)

- 有斐斎 弘道館での取組
- **文化の再興, 和漢朗詠** (曲水の宴で再興)
 - 日本には, 新しいものと古いものの**両極があつてこそ教養であり文化がつくられる**という思想があつた。

■ これからの産業・働き方

- 大量生産や定型的な仕事から、**創造的な仕事に転換**

■ 文化的空間，創造の場

- 茶室やお庭などは**空間が伝える価値**があり，様々なアイデアが生まれる**創造の場**

■ 「型」の継承と「型破り」

- 「型破り」は，「型」を身につけて初めてできるもの
- 職人がちゃんと遊んでいないと「型破り」はできない。
- イノベーション（技術革新）だけでなく，**インプロヴィゼーション（即興演奏）**が企業の中で起きなければならない。



京都から考える これからの歴史・文化・創造都市

4つのテーマに分かれ，市民公募委員，有識者等でテーブルを構成し意見交換を実施

- (1)都市の活力を生み出す景観
- (2)コミュニティと景観まちづくり
- (3)景観を紡ぎ出すデザイン
- (4)景観・文化の継承と創造



■市民公募委員

荒木 泰子
梅原 生羽
加藤 正浩
上出 圭一
神戸 啓
小西 宏之
竹内 昌代
谷口 興紀
中津 めぐみ
中原 広貴
西村 良子
船山 喜美子
村井 直也
森川 盟
山本 茂博
吉川 誠
渡邊 明日佳

■連続講座の各回コーディネーター

大島 祥子:第1回「都市の活力を生み出す景観」
杉崎 和久:第2回「コミュニティと景観まちづくり」
中嶋 節子:第3回「景観を紡ぎ出すデザイン」
阿部 大輔:第4回「景観・文化の継承と創造」

■京都市景観デザイン会議

篁 正康 (一般社団法人 京都府建築士会)
名和 啓雅 (一般社団法人 京都府建築士事務所協会)
道家 駿太郎 (公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部 京都地域会)
羽生田 英雄 (一般社団法人 京都建築設計監理協会)
下西 伊佐男 (京都府建築家協同組合)

■ファシリテーター(NPO法人 京都景観フォーラム)

北川 美里
小林 明音
内藤 郁子
久守 一敏

■トータルコーディネーター

門内 輝行

(敬称略)

■ 都市の活力を生み出す景観

- － 観光客、民泊が増加する半面、日本料理店が減っている
- － 観光客が分散化し、いろんな場所に人がいる状態が良い
- － 町家をどこまで保存すべきか
- － 投資を短期で回収するのではなく、長期的に回収するための仕組みが必要

■ コミュニティと景観まちづくり

- － ホテル、空き家、コインパーキングなど、コミュニティに加わらない空間が増加
- － 景観だけでなく、他の切り口でまちづくりは動いている。総合的な支援が必要
- － 教育の面から景観まちづくりを引き継いでいく手だてが必要

■ 景観を紡ぎ出すデザイン

- －「守るべきものは何か？京都らしさとは何か？」を考え続け、議論することが重要
- － 京都らしさを守るのは京都人のプライド
- － 技術の継承も大切、仕事があれば技術は残る
使い続ける仕組み

■ 景観・文化の継承と創造

- － 社寺を継承することの難しさ 失うと戻ってこない景観
- － 景観規制が形態規制であり、背景の文化が忘れられている
- － 文化と景観をつなぐ取組が必要
- － 市民の文化力、美的なものを評価する力

新景観政策10年 総括シンポジウム

12月9日



基調講演・パネルディスカッションコーディネーター

門内 輝行 氏

大阪芸術大学教授, 京都大学名誉教授

パネルディスカッション パネリスト



金田 章裕 氏

京都府立京都学・歴彩館館長,
京都大学名誉教授



鈴鹿 可奈子 氏

聖護院ハッ橋総本店専務取締役,
京都市「DO YOU KYOTO?」大使



佐々木 雅幸 氏

文化庁地域文化創生本部主任研究官
同志社大学経済学部特別客員教授,
大阪市立大学名誉教授



鈴木 順也 氏

一般社団法人 京都経済同友会 代表幹事,
NISSHA株式会社代表取締役社長兼
最高経営責任者

門内 輝行氏 基調講演

- 京都「を」考えると同時に、京都「から」考える視点が重要
- 「規制から創造への転換」が求められている
- AIやIoT等の技術が進化し、「Society5. 0」というビジョンが注目されているが、人間中心の社会をつくることが大切
- 成熟社会のアーバンデザイン
 - 20世紀の工業社会から21世紀の知識社会へ移行
 - ヒューマンスケールの都市空間を丁寧につくり、個性のある「タウン」の集合体としての京都をつくりあげていくことが大切



パネルディスカッション

■ 保全・再生・創造 について

- 役割を終えた、使っていない資産をあえて捨て、そこに新しいものを創っていく「資産の入れ替え」は都市活力を維持する上で大切。限られた都市域を未来に向けて活用していくためには、こうした資産の入れ替えが必要。
- 生まれ変わる際、何を保存して、何を創るかが重要。
- 京都の場合、残すべきエリアと改変していくべきエリアの市民的合意が比較的とりやすいのではないか。
- 必要なものを受け継ぎながら、発展、ジャンプしていくことが重要。
- 資産の入れ替えは、即ち、機能の入れ替えともいえる。

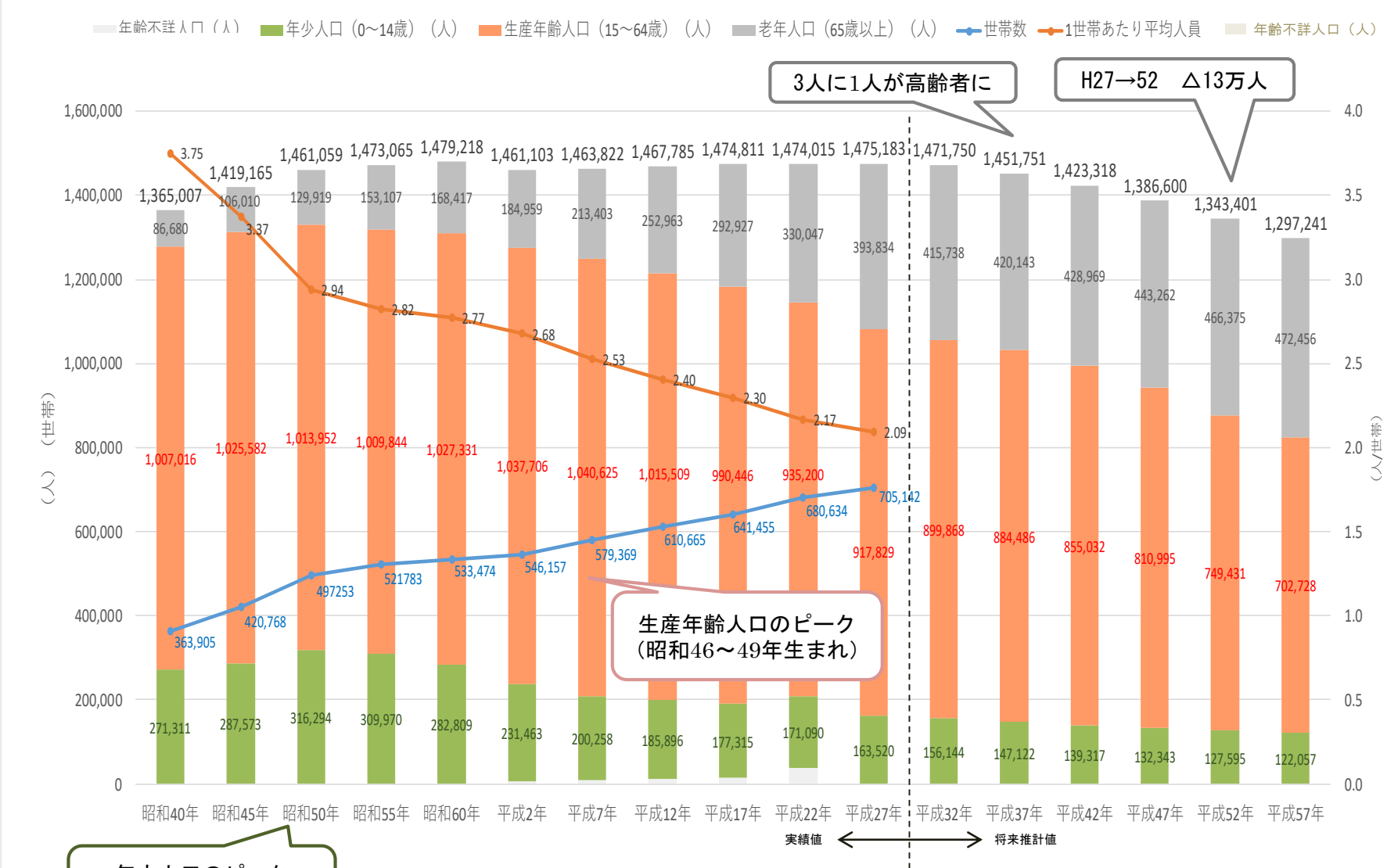


社会情勢の変化

(都市計画審議会 持続可能な都市検討部会資料より)

1 定住人口 (1)京都市の人口の推移と予測①(S40～H57)

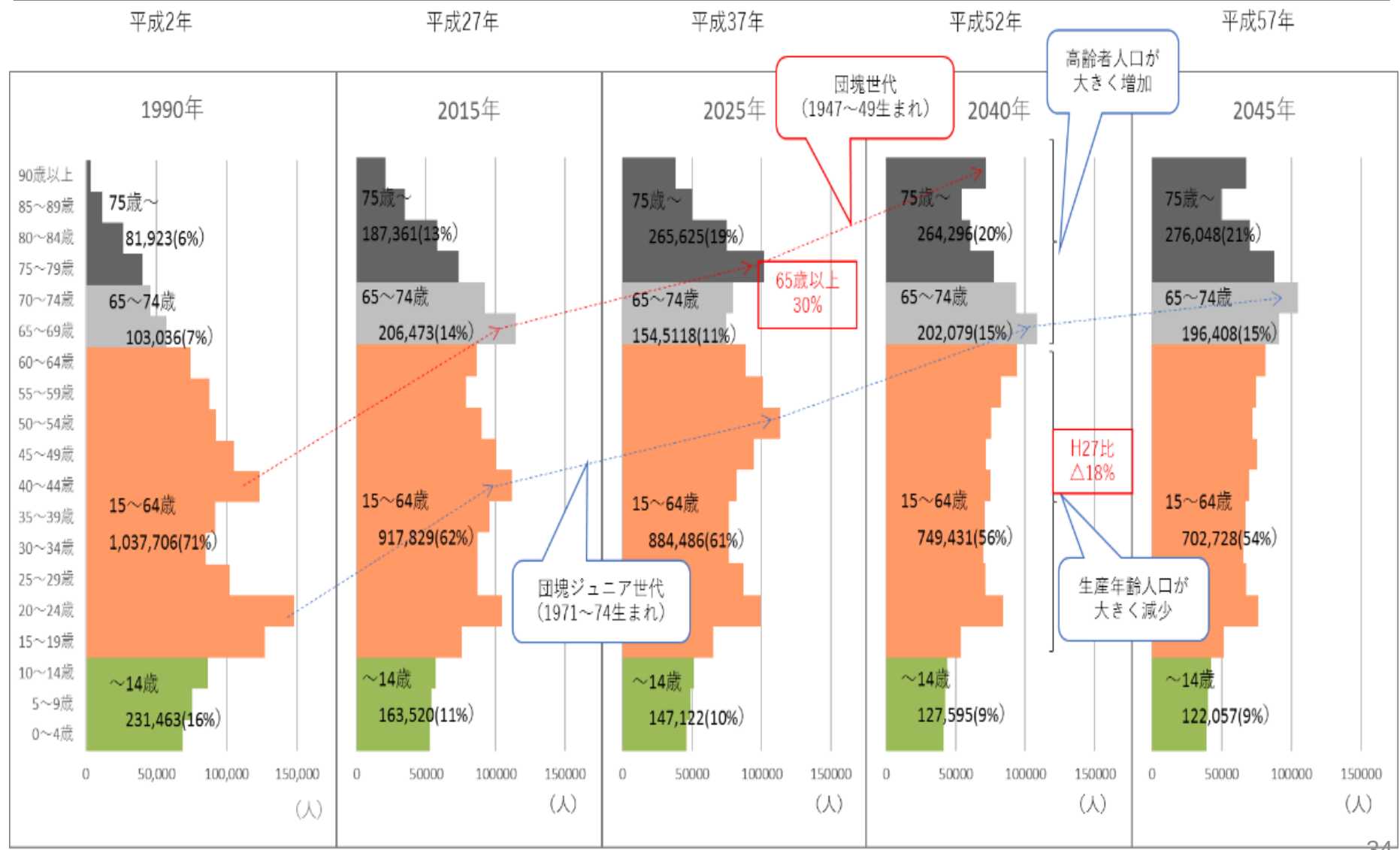
本市の人口は、平成27年まで147万人前後でほぼ横ばいだが、以降は減少に転じ、平成52年までには約13万人減少する見込み。



資料)総務省「国勢調査(平成27年まで)」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(平成32年以降)

1 定住人口 (1)京都市の人口推移と予測②(人口ピラミッドH2-52)

平成37年には、3人に1人が高齢者となる見込み。
平成52年には、生産年齢人口が平成27年比マイナス18%となる見込み。

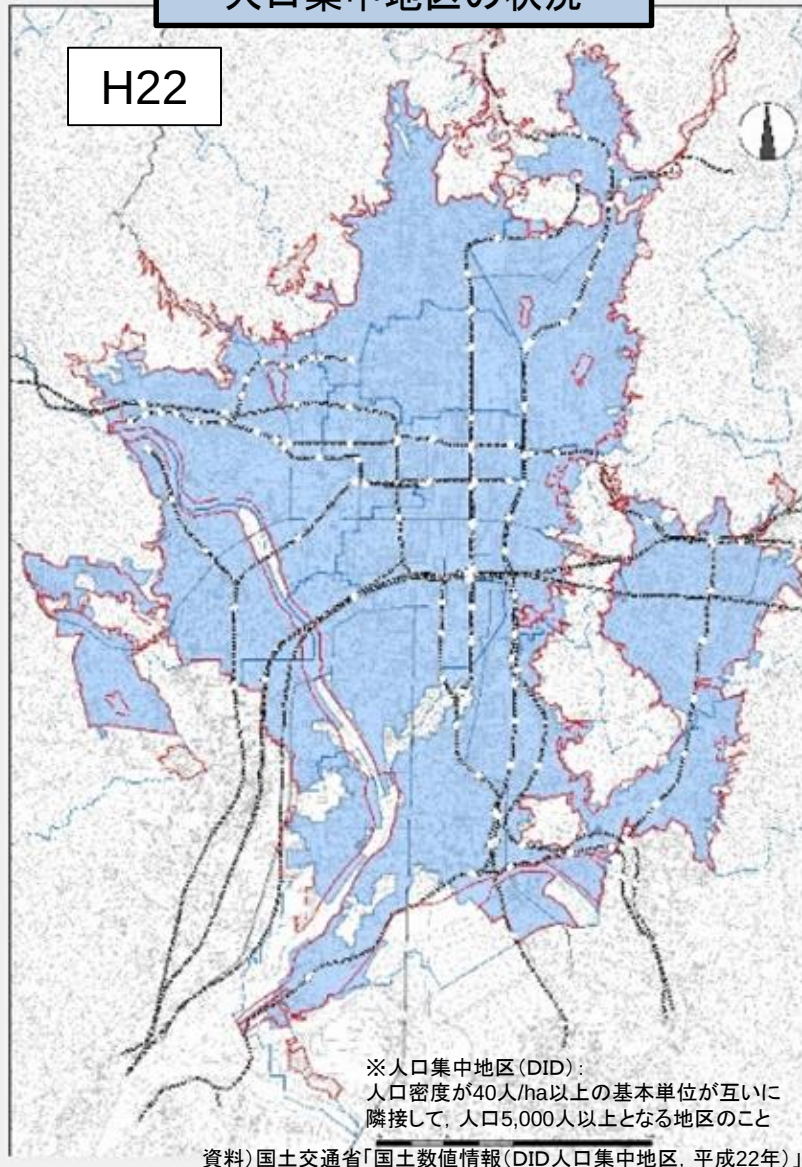


資料)総務省「国勢調査(平成2年, 平成27年)」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(平成37年, 平成52年, 平成57年)

1 定住人口 (2)人口集中地区の状況, (3)中心部と周辺部の差 ①

人口集中地区の状況

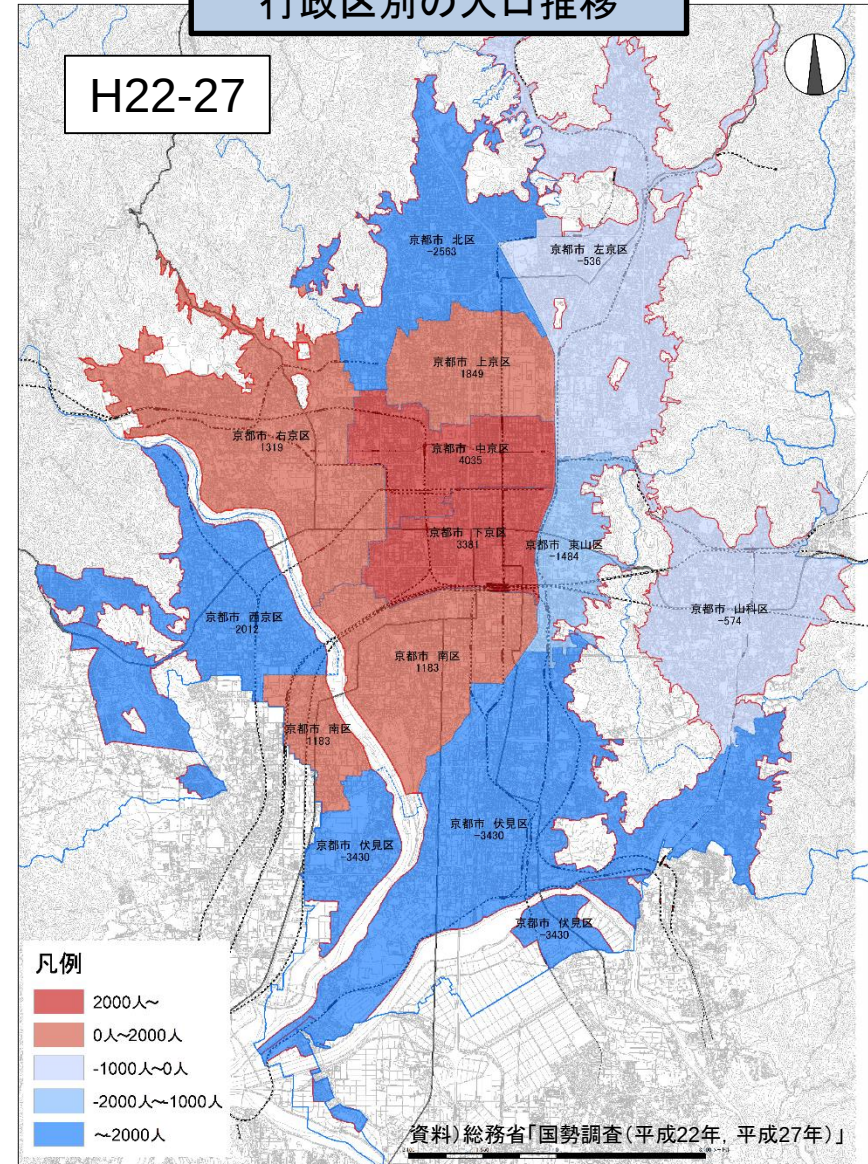
H22



人口集中地区は、市街化区域とほぼ同じ
人口密度も約98人/haと高い

行政区別の人口推移

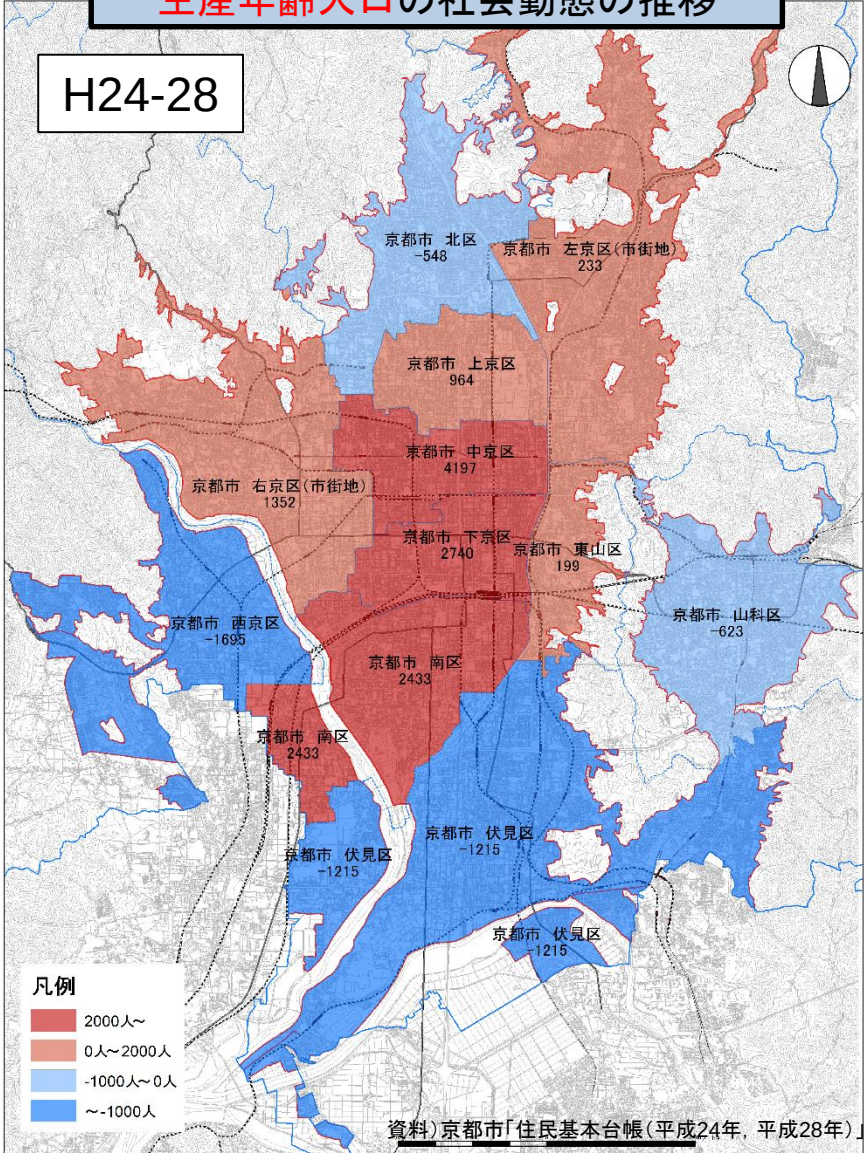
H22-27



市内中心部では人口が増加
周辺部では減少

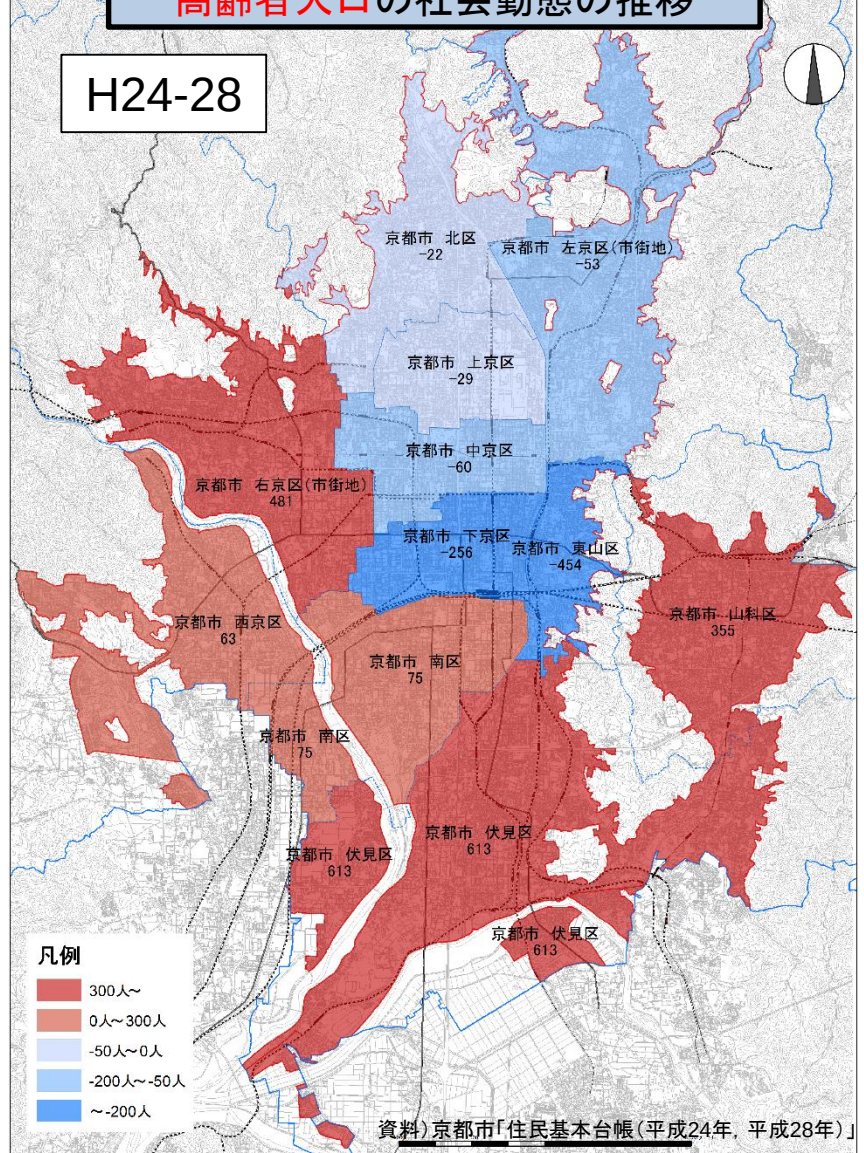
1 定住人口 (3)中心部と周辺部の差 ②

生産年齢人口の社会動態の推移



市内中心部では生産年齢人口が転入超過
周辺部では転出超過

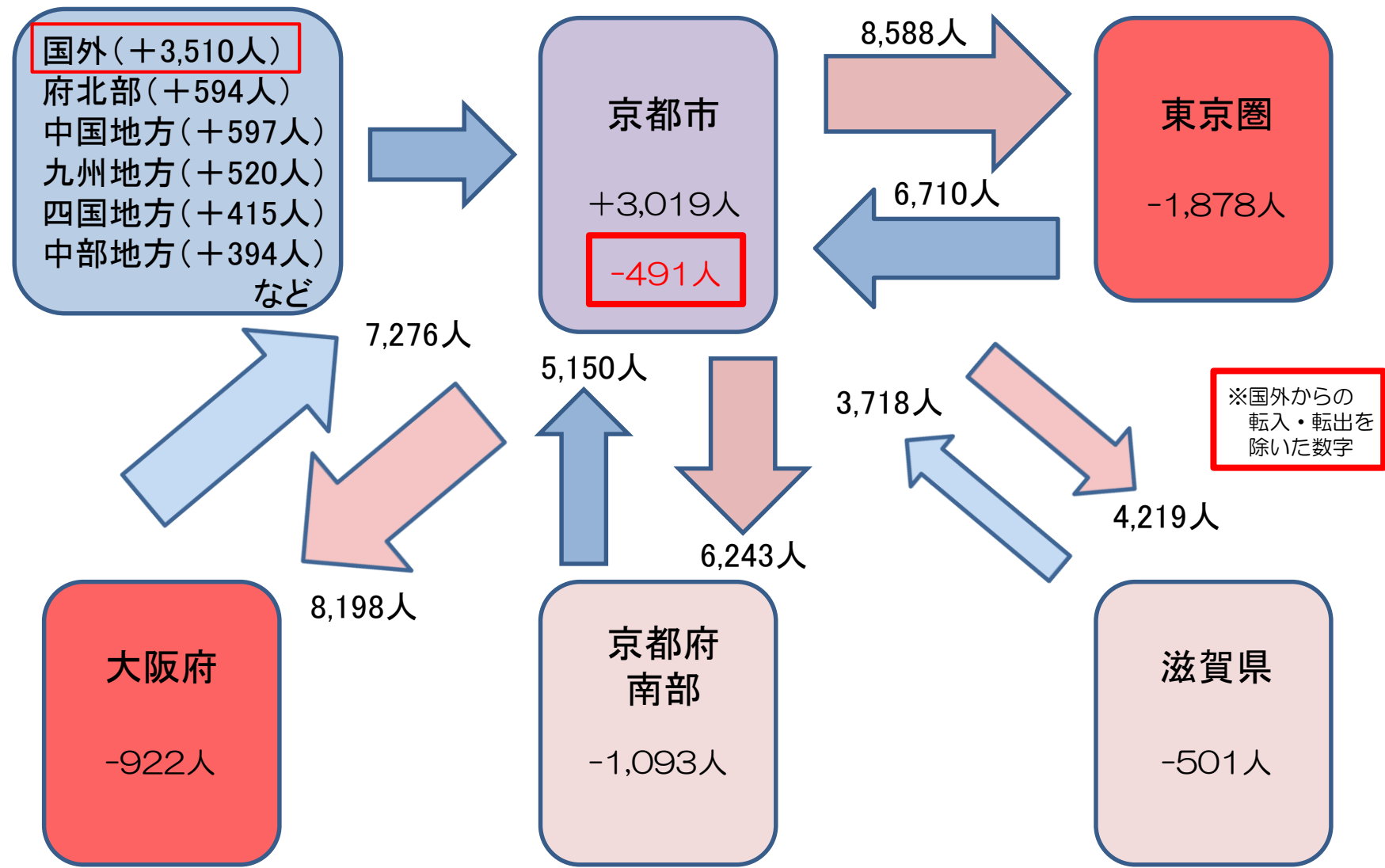
高齢者人口の社会動態の推移



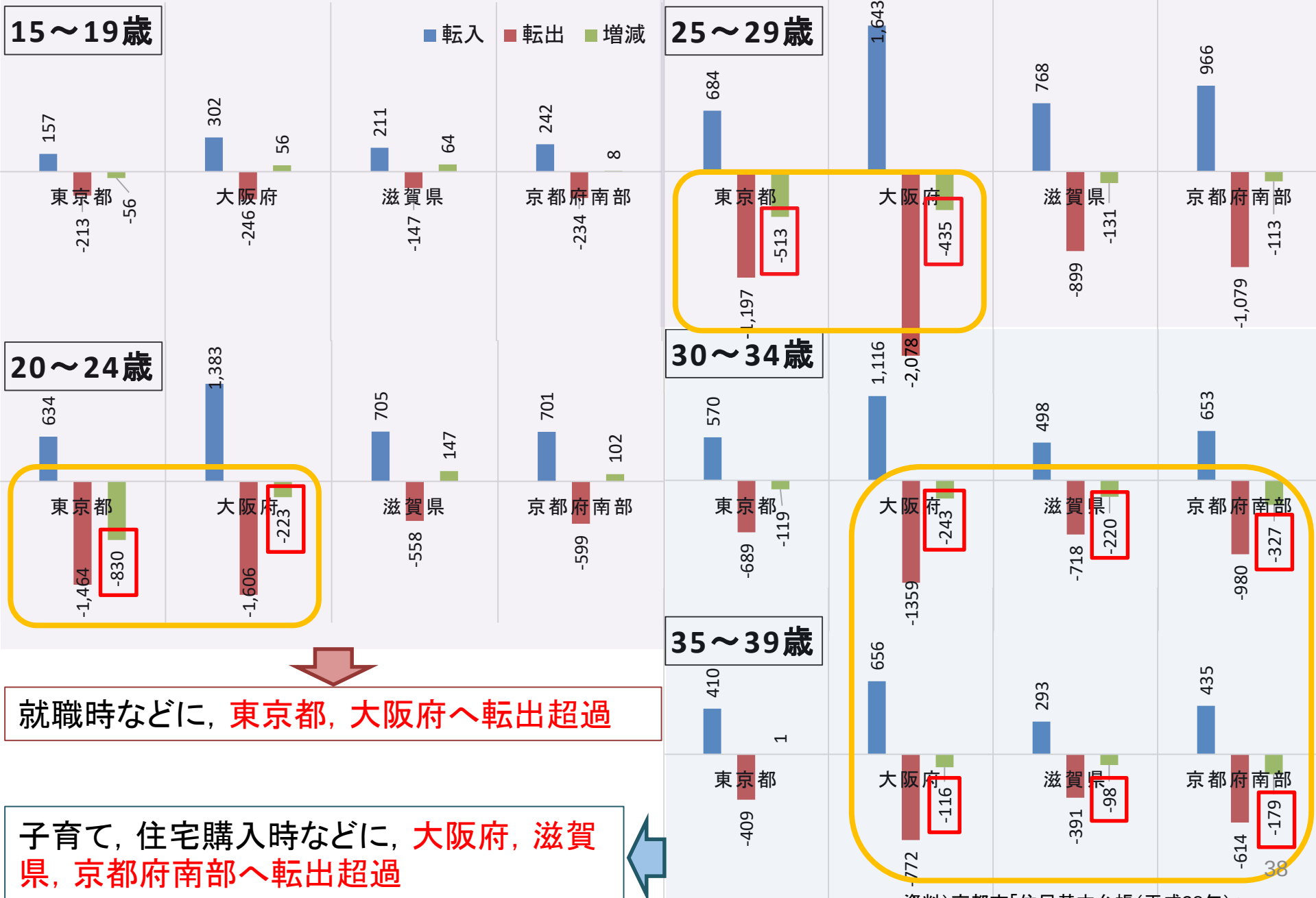
高齢者人口は周辺部で転入超過
中心部では転出超過

1 定住人口 (4)東京圏, 近隣市町への転出超過

【本市と他都市との転入・転出の状況(平成28年)】
本市全体では**転入**超過。東京圏, 大阪府, 府南部, 滋賀県に対しては転出超過
ただし, 国外からの転入・転出を除くと, 転出が超過



1 定住人口 (5)就職・子育て期の人口流出

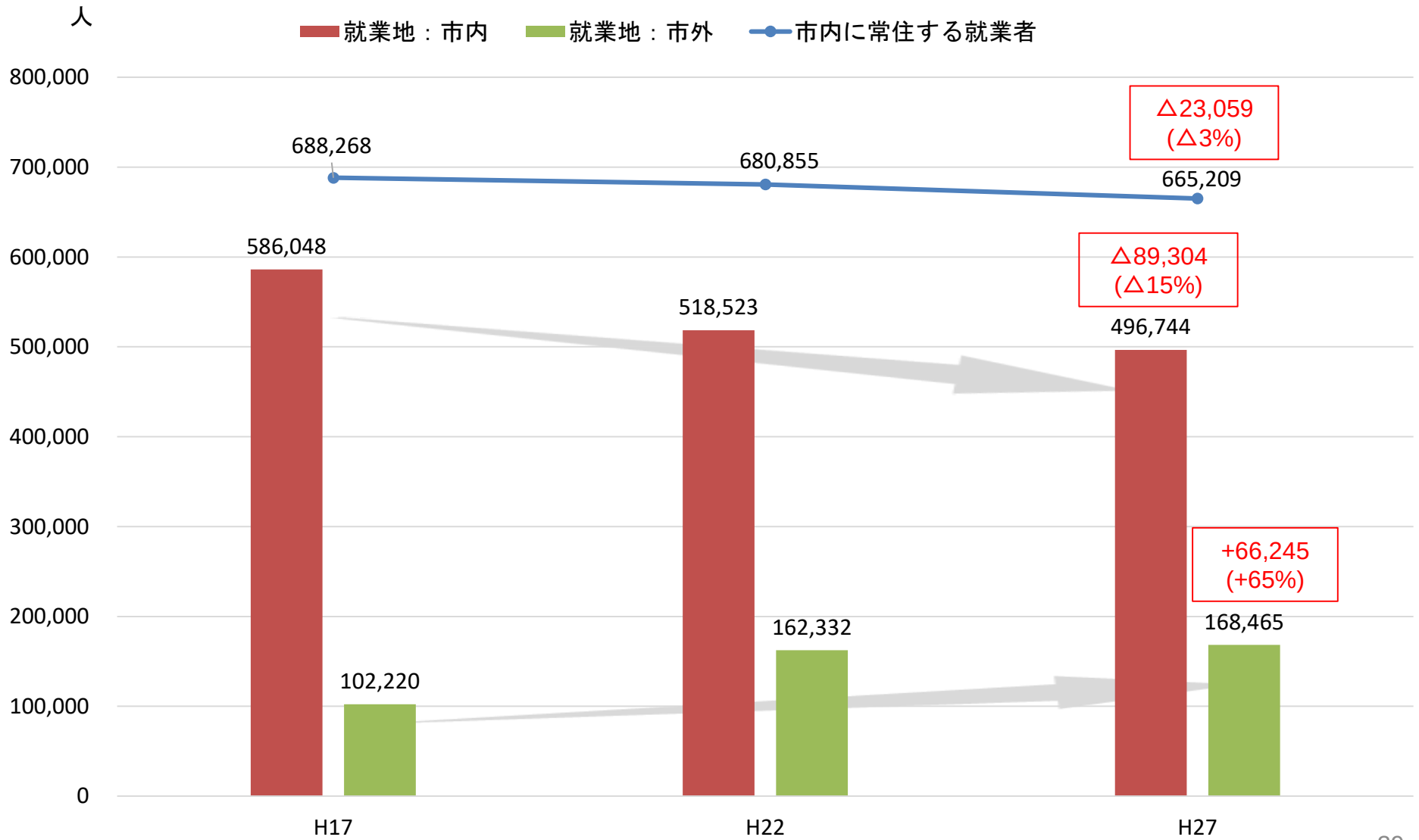


就職時などに、東京都、大阪府へ転出超過

子育て、住宅購入時などに、大阪府、滋賀県、京都府南部へ転出超過

1 定住人口（6）市内に常住する従業者（15歳以上）の就業地の変化

市内に常住する従業者（労働人口）は微減。市内常住者のうち、**市内での就業者が減少**する一方、**市外での就業者が増加**（→ 転出予備軍の可能性）

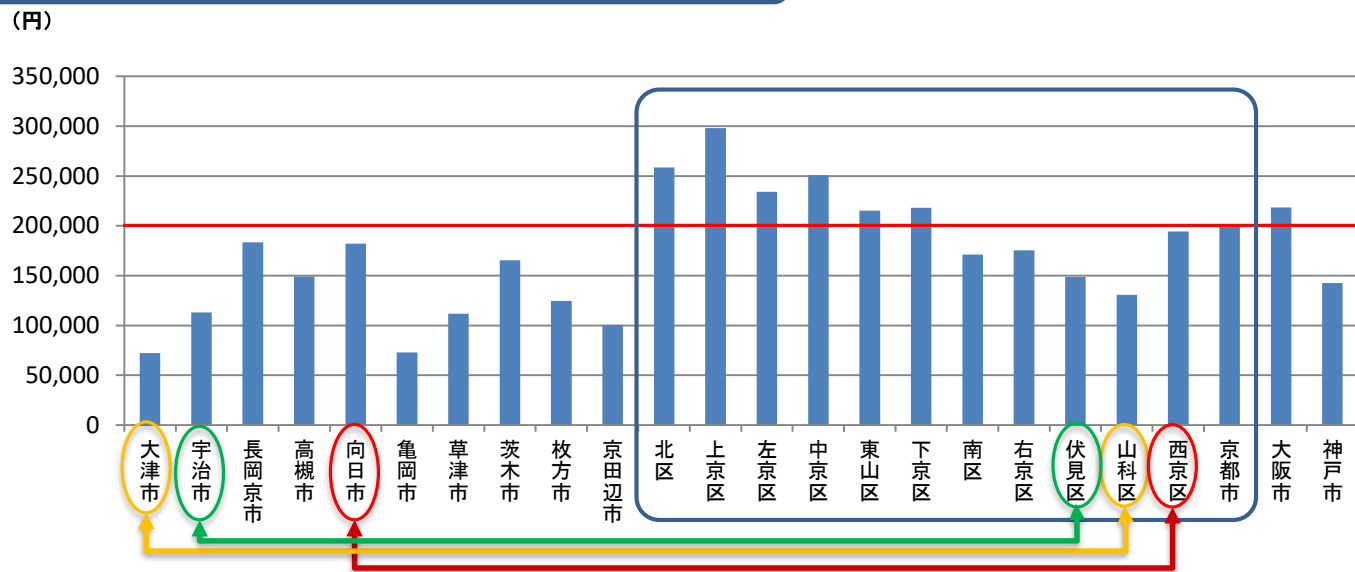


※「就業地：市外」及び「市内に常住する就業者」には就業地不詳を含めて集計
資料)総務省「国勢調査(平成17年, 平成22年, 平成27年)」 39

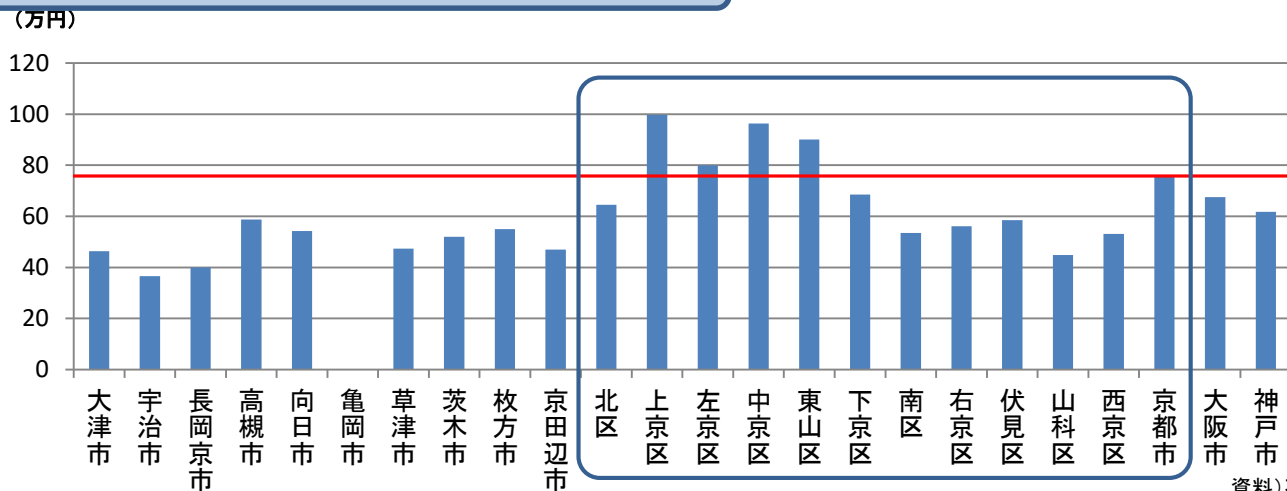
1 定住人口 (7) 地価・マンション価格

市内の地価は近郊の都市や沿線の都市と比べて高い。

・地価公示(住宅地平均額)の比較(平成28年)



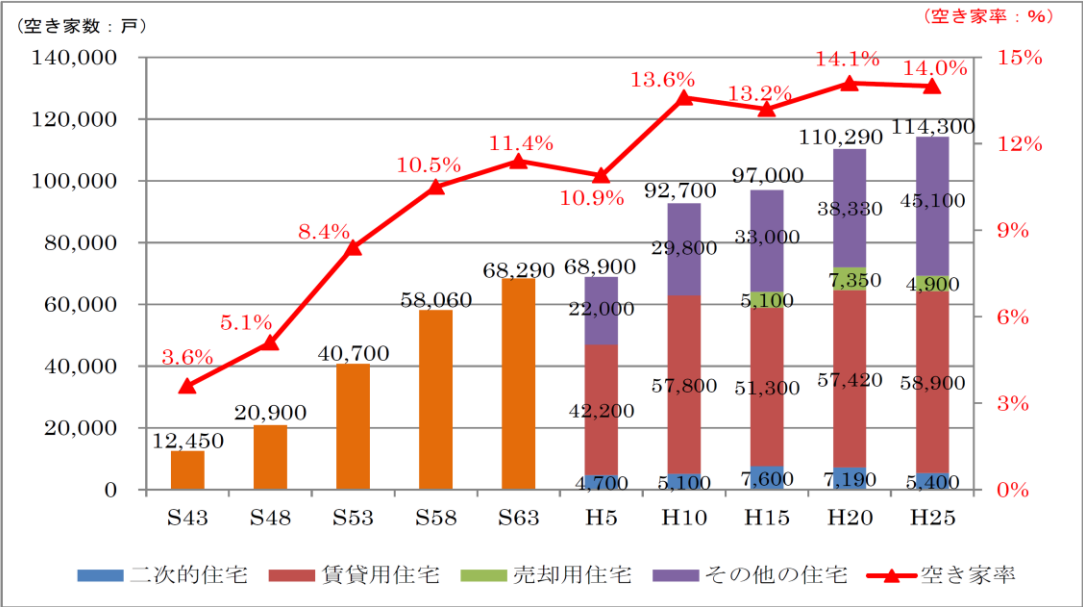
・マンション平均価格(m²単価)の比較(平成28年)



2 定住人口 (8)空き家数の推移及び種類

空き家数は近年、増加傾向にあり、本市の空き家率は14%と、全国平均(13.5%)や政令市平均(13.0%)を上回っている。
空き家の種類別では、本市は他政令市の平均に比べ、市場に流通していない一戸建て、長屋建ての割合が高い。

京都市の種類別の空き家数の推移



※ 昭和63年以前の調査に関しては、空き家の種類別の集計がない。
※ 平成10年以前の調査に関しては、賃貸用住宅・売却用住宅の区別がない。

京都市における空き家の種類

	空き家数	二次的住宅	賃貸用	売却用	その他の住宅 (※) (空き家数に占める割合)		
					うち	一戸建て	長屋建て
京都市	114,300	5,400	58,900	4,900	45,100 (39.5%)		
					うち	29,000	3,100
政令市平均	91,300	2,000	58,400	4,100	26,800 (29.4%)		
					うち	13,700	1,500

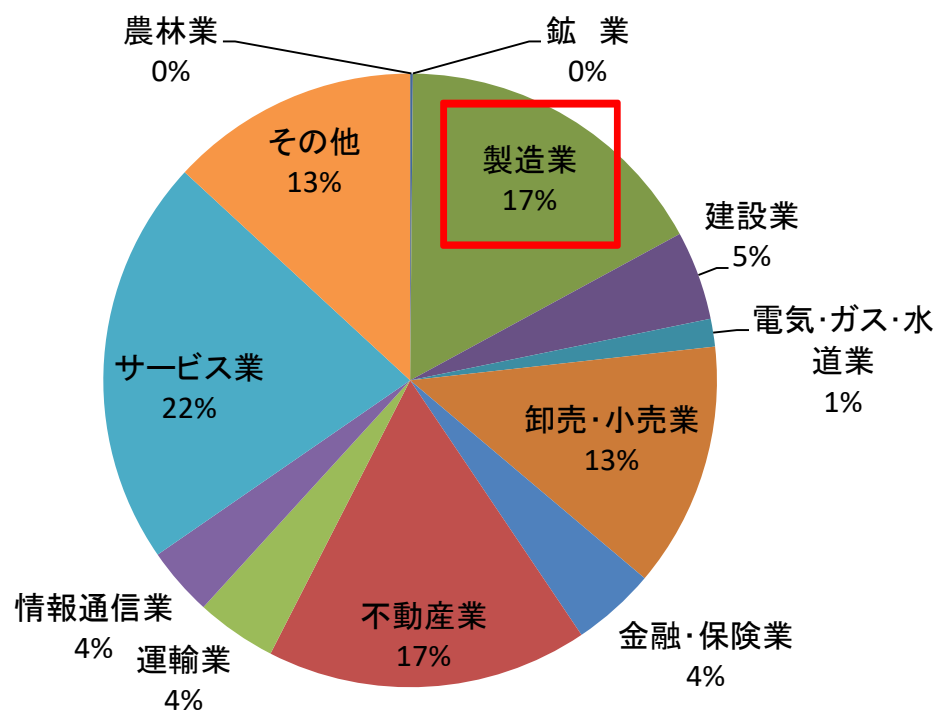
※ 二次的住宅 (別荘など)、賃貸用、売却用以外の市場に流通していない空き家 (平成25年住宅・土地統計調査)

資料)京都市「空き家等対策計画」

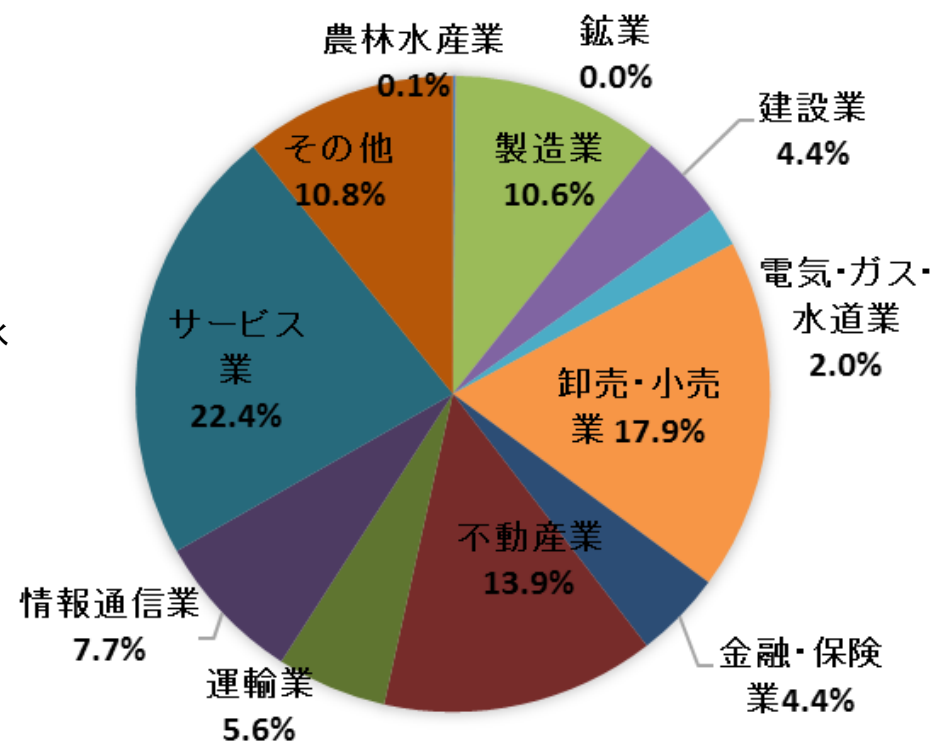
2 産業 (1)京都市の市内総生産の構成比

本市の市内総生産の構成比を政令市平均と比較すると、製造業のシェアが高くなっている。

京都市

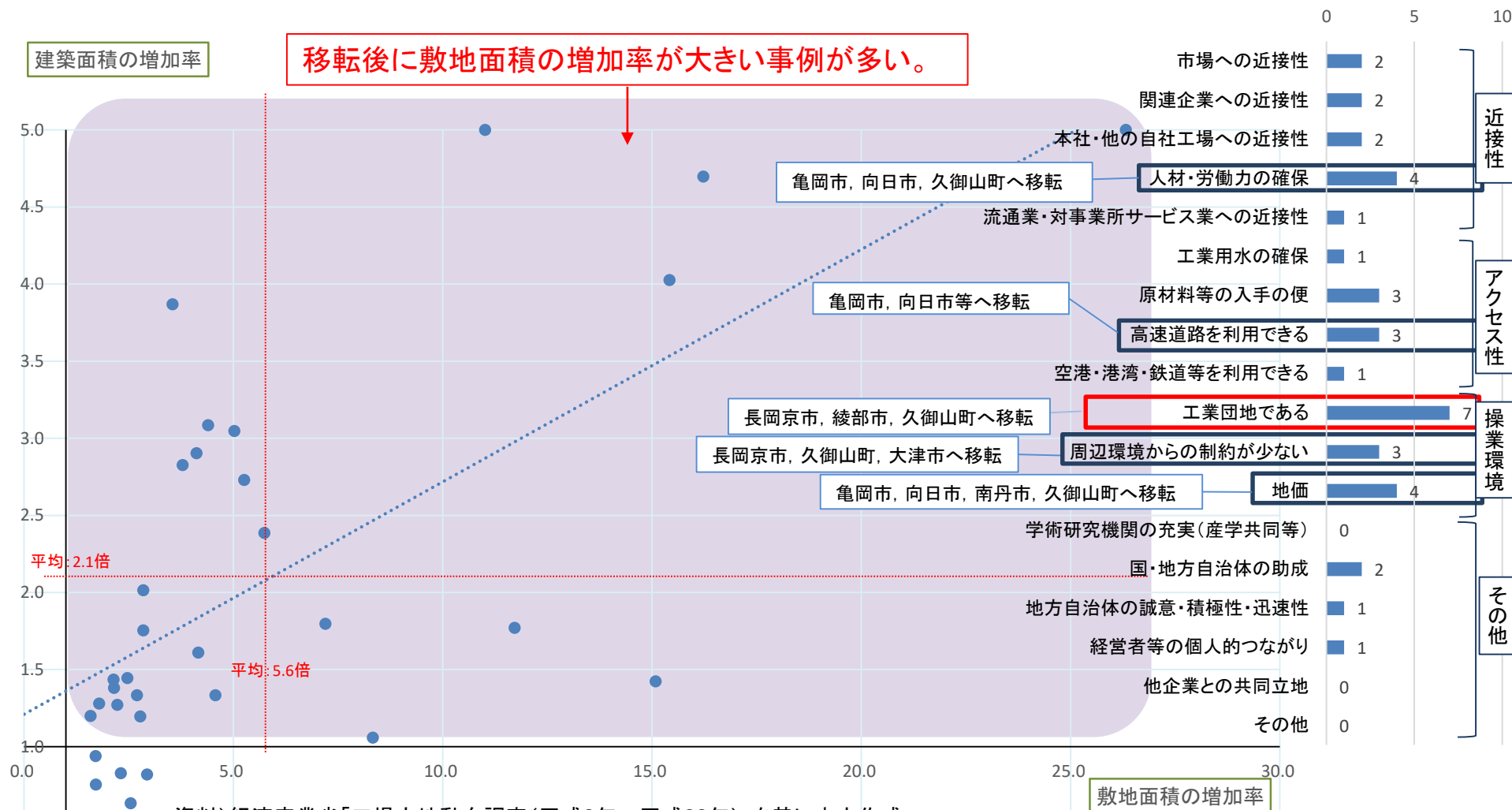


政令市平均



2 産業 (2)京都市内から市外に移転した工場等の事例

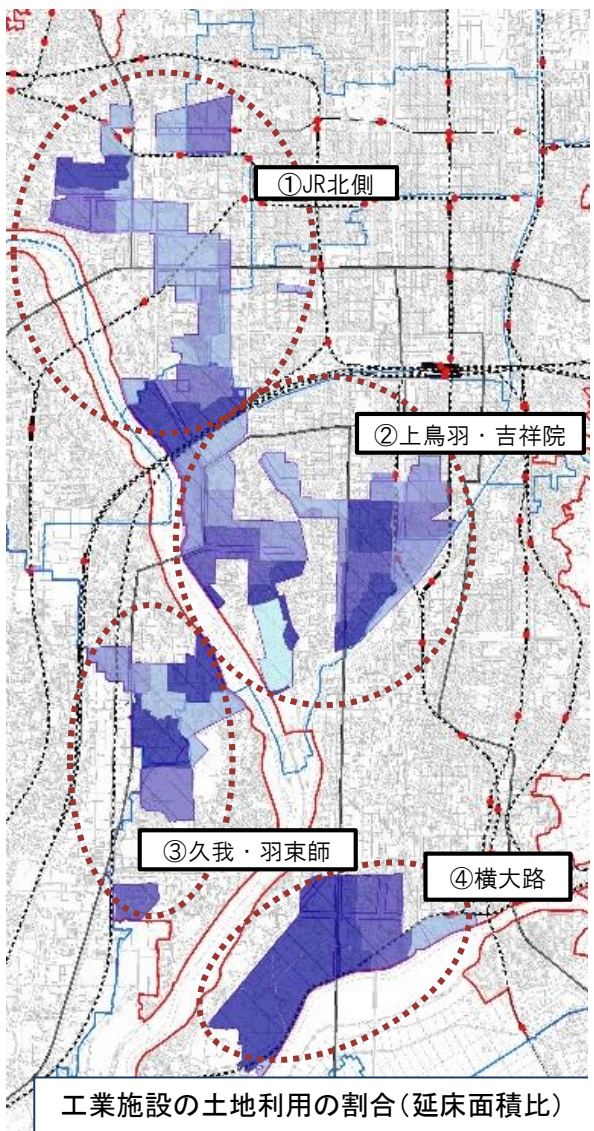
移転後の敷地面積の増加率が大きく、工業団地など操業環境の確保を理由とした事例が多い。



資料) 経済産業省「工場立地動向調査(平成2年～平成28年)」を基に本市作成
※工場立地動向調査は、製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的を持って、1,000㎡以上の用地(埋立予定地を含む。)を取得(借地を含む。)した案件を対象としている。
※本資料は上記調査に対し回答があった案件のうち、工場等を移転したもので、移転前後の敷地面積及び建築面積、移転理由が記載されているもののみを抽出した。
※右欄の移転理由は平成19年～平成28年分を掲載した。

2 産業 (3)工業・工専地域における用途混在 ①

【工業・工専地域における用途別建物の利用比率】
横大路, 久我・羽束師エリアは工業施設の利用比率が高く, 使用容積率も低い。
JR北側, 上鳥羽・吉祥院エリアは専用住宅の利用比率が高く, 上鳥羽・吉祥院エリアは商業業務の割合が高い。

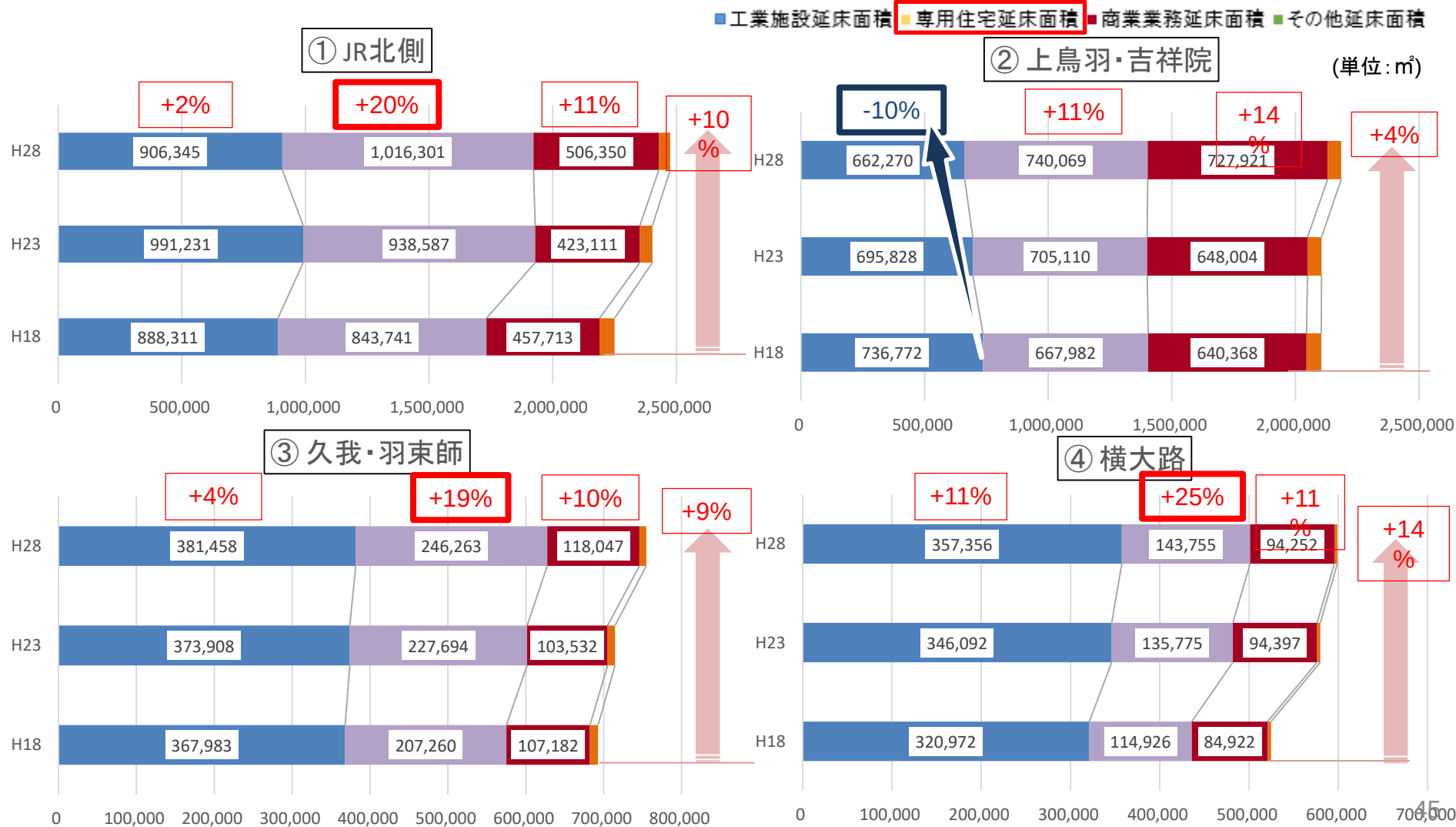


■ 工業施設延床面積 ■ 専用住宅延床面積 ■ 商業業務延床面積 ■ その他延床面積

資料)京都市「土地利用現況調査資料(平成28年)」を基に本市作成
※本検討の対象エリアは, 土地利用現況調査地区のうち, 主に工業地域及び工業専用地域が含まれる地区としている。
※使用容積率は, 各エリアの敷地面積に対する建物の延床面積の割合

2 産業 (3)工業・工専地域における用途混在 ②

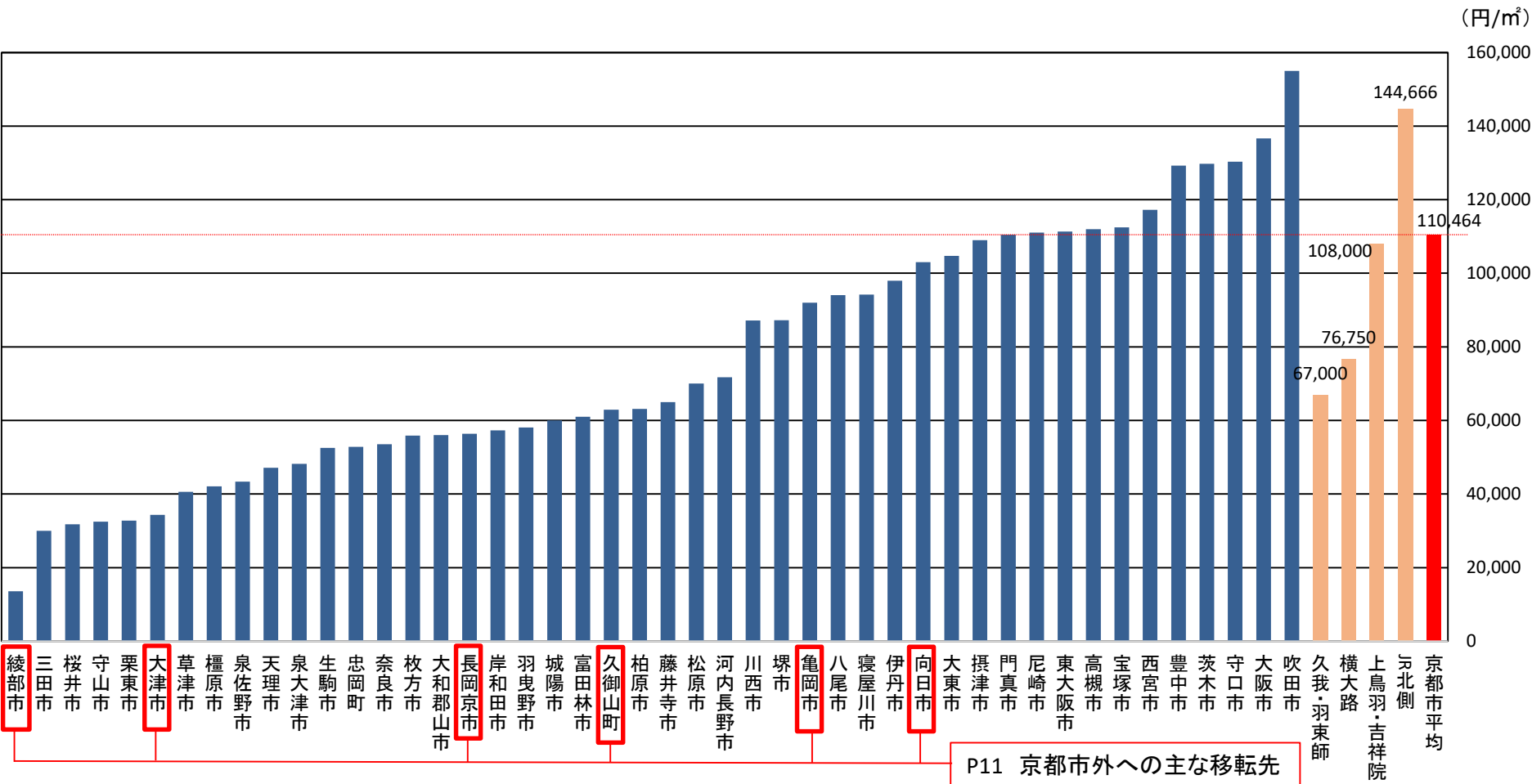
工業系建物の利用は、横大路では11%増だが、上鳥羽・吉祥院エリアでは10%減少。
専用住宅・商業業務の利用は、ここ10年で全てのエリアにおいて10%以上増加。
特に専用住宅は、JR北側、久我・羽束師、横大路エリアで20%前後増加。



資料)京都市「土地利用現況調査資料(平成18年,平成23年,平成28年)」を基に本市作成

2 産業 (4)工業地の地価

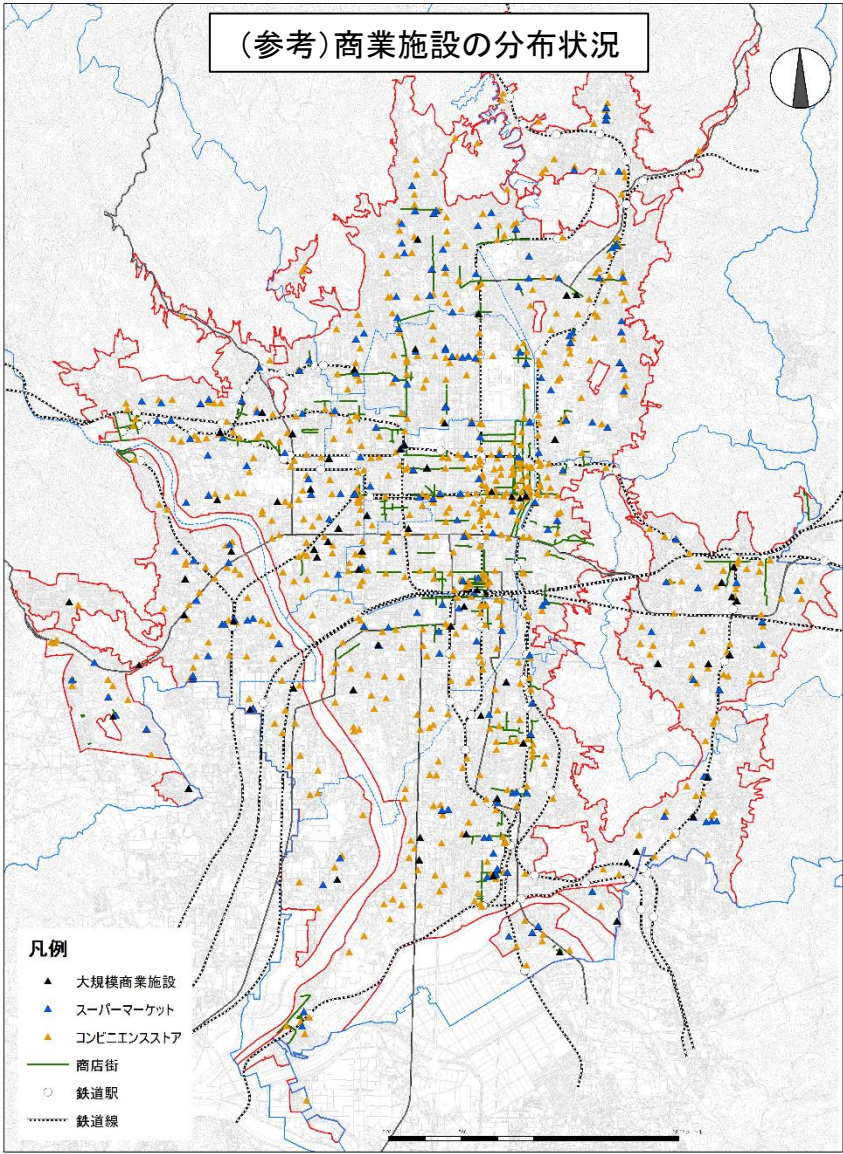
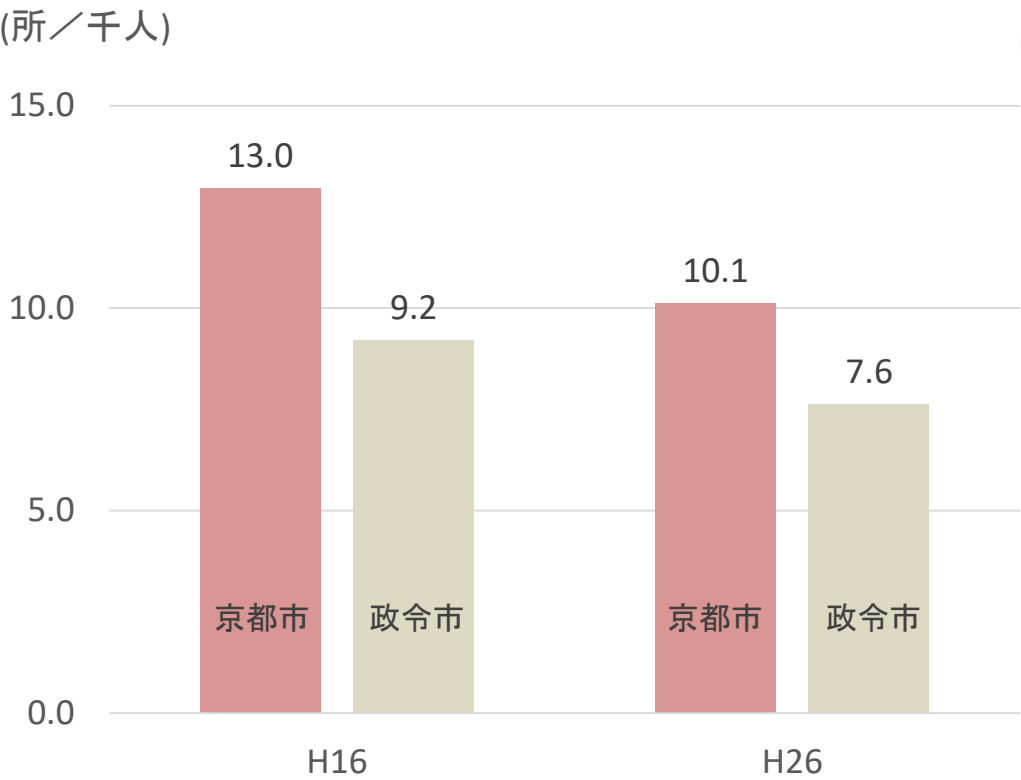
【工業地の地価(平成29年・他都市比較)】
京都市の工業地の公示地価の平均単価は東大阪市や尼崎市と同等であるが、市南部の工業地(久我・羽束師、横大路)では、京都市外への主な移転先の都市と比べて大きな差は見られない。



資料)国土交通省「公示地価(平成29年)」
※地価の用途区分は工業地のみを対象としている。
※京都市平均は、JR北側、上鳥羽・吉祥院、久我・羽束師、横大路エリアにある評価地点(14箇所)の平均とした。
※国土交通省「公示地価」の工業地を基本とした。亀岡市、向日市、長岡京市については、国土交通省「公示地価」に該当箇所がないため、京都府「地価調査」を採用した。

3 商業・業務 (1)市民千人当たりの小売事業所数

京都市の市民千人当たりの小売事業所数は、政令市平均と比べ多い。

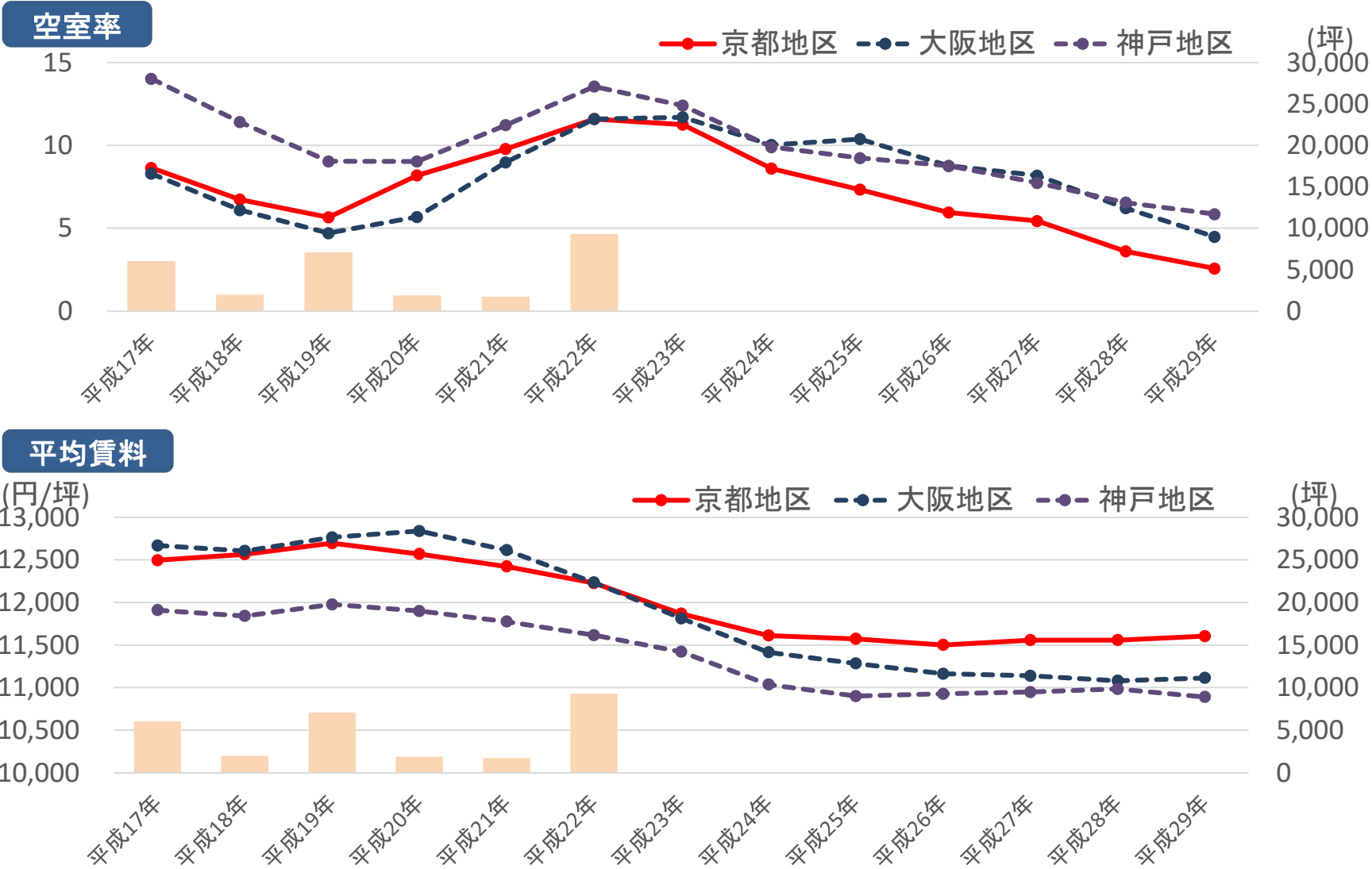


資料) 総務省「平成16年商業統計調査」、総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、
総務省「住民基本台帳」から本市作成

資料) NTTタウンページ(株)「タウンページ」に掲載の大規模商業施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストアを基に本市作成

3 商業・業務 (2) オフィス空間の不足

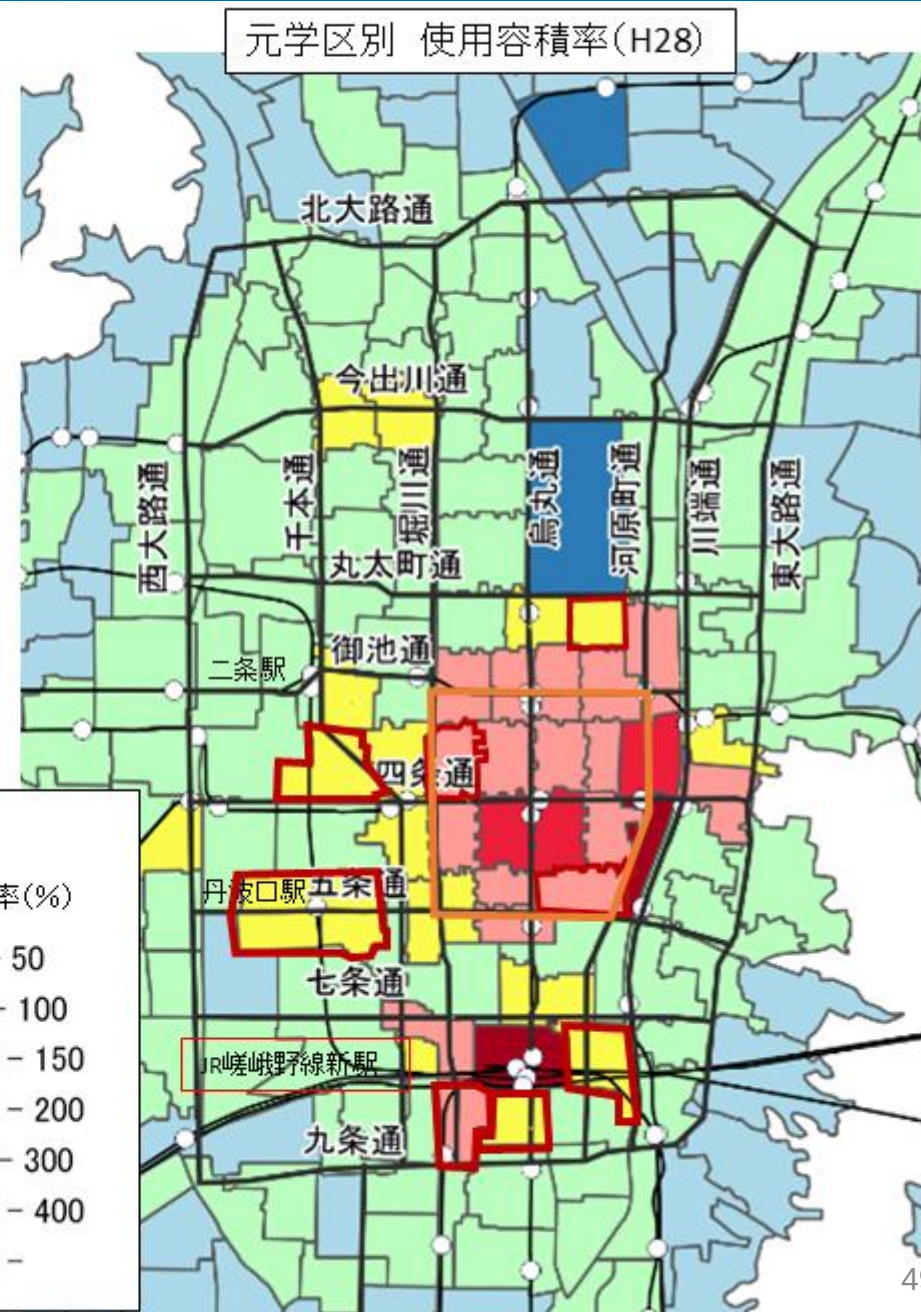
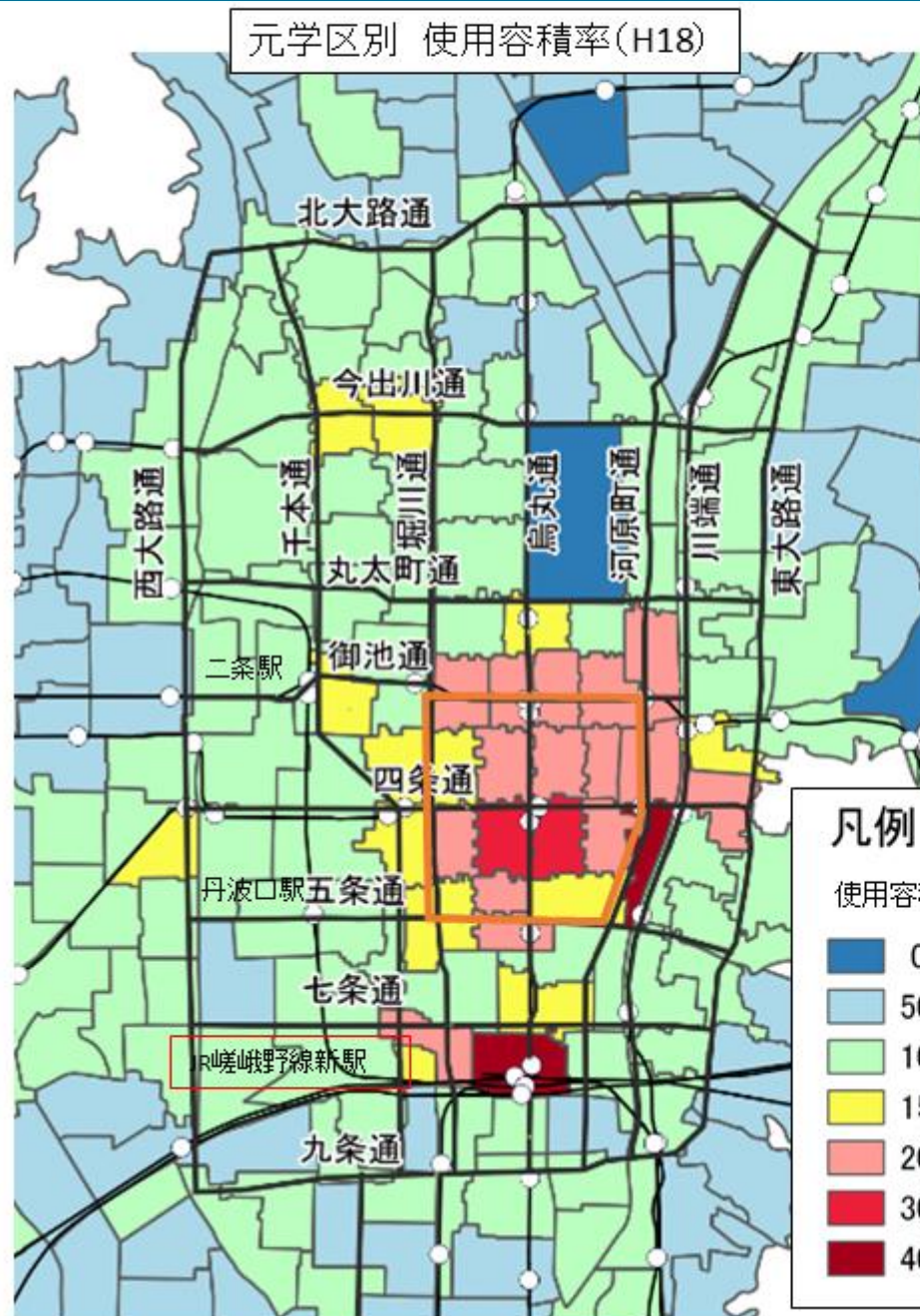
本市におけるテナントビルの空室率は、大阪・神戸地区に比べて低く、平均賃料は高くなっている。
延床面積が1千坪以上のテナントビルは、平成22年度以降、新規の供給が止まっている。



※棒グラフ(右軸)は、京都市内における延床面積1,000坪以上のテナントビルの供給量の推移(自社ビル、自社貸し、一棟貸し等は含まない。)

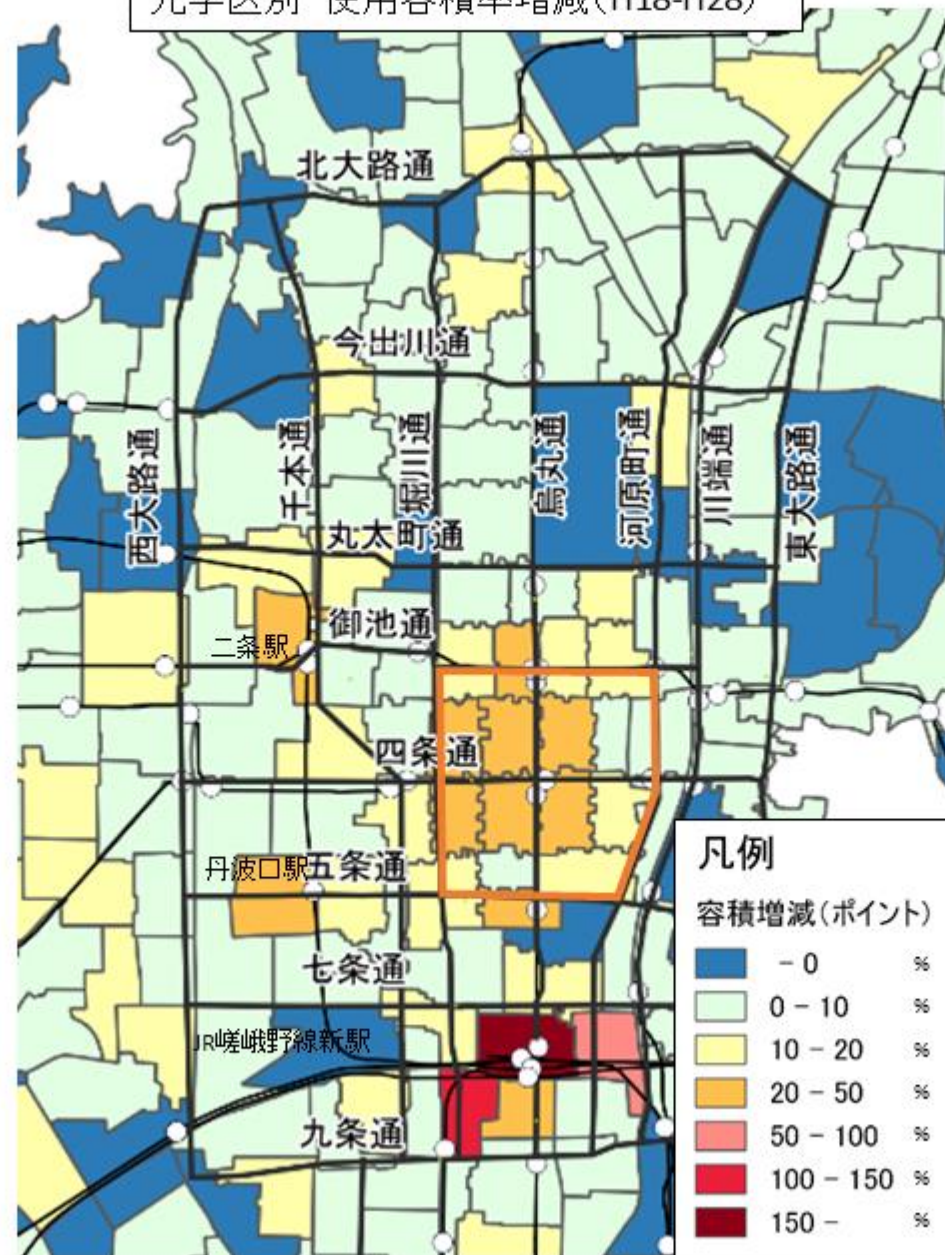
資料)三鬼商事「オフィスレポートバックナンバー」

3 商業・業務 (3)使用容積率の比率(H18・H28)



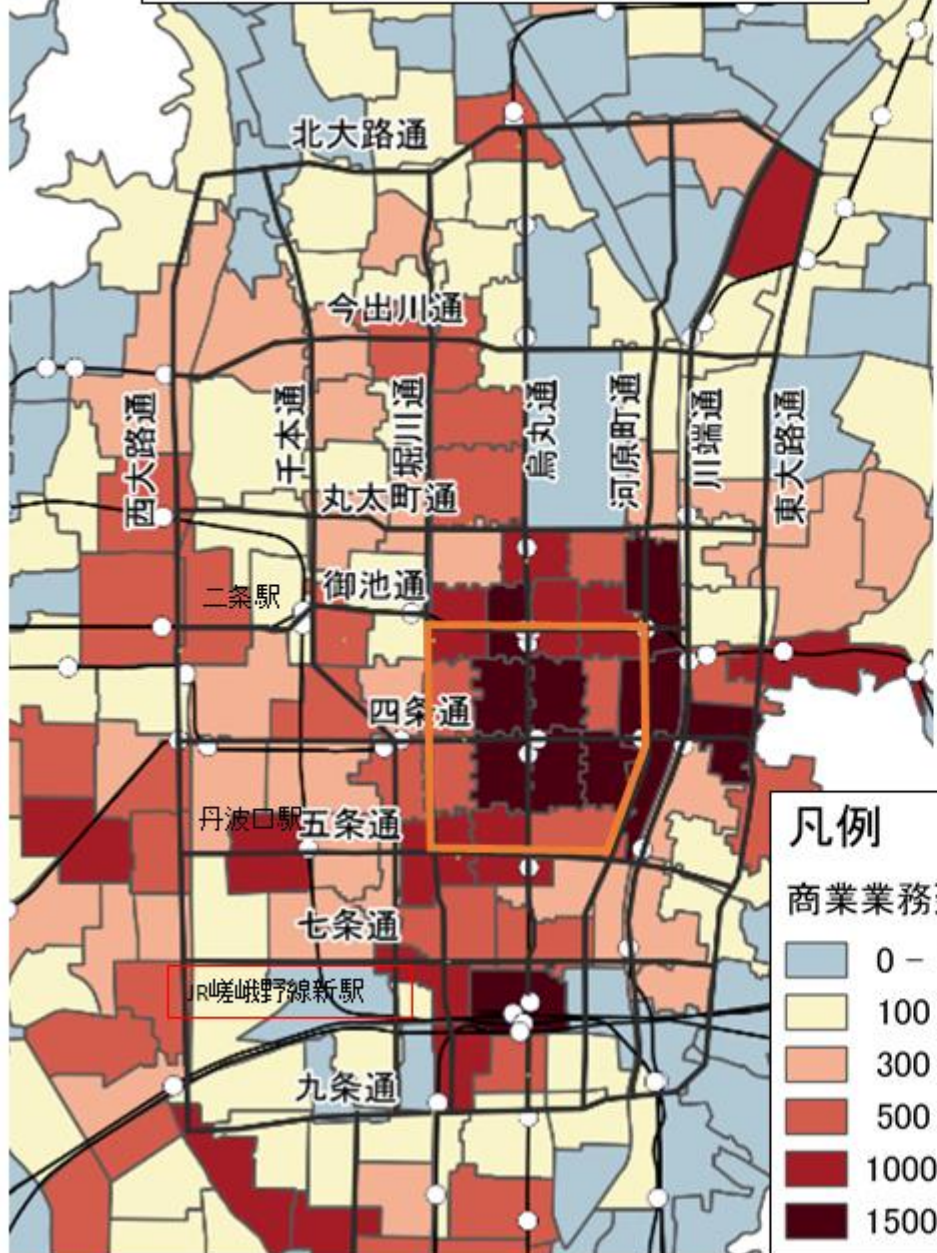
3 商業・業務 (4)使用容積率の増減(H18-H28)

元学区別 使用容積率増減(H18-H28)

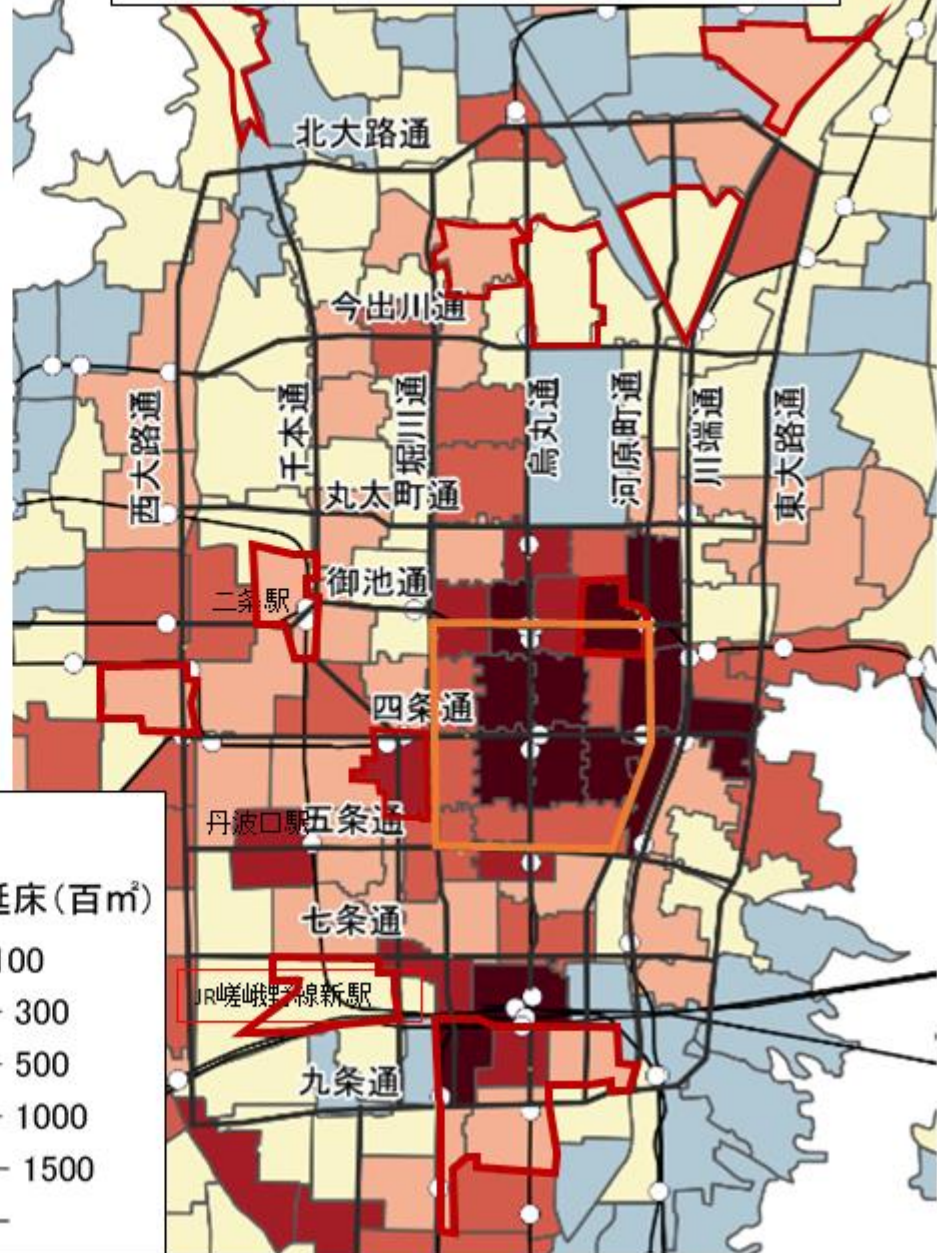


3 商業・業務 (5)商業業務施設の延床面積の比較(H18・H28)

元学区別 商業業務施設の延床面積(H18)



元学区別 商業業務施設の延床面積(H28)

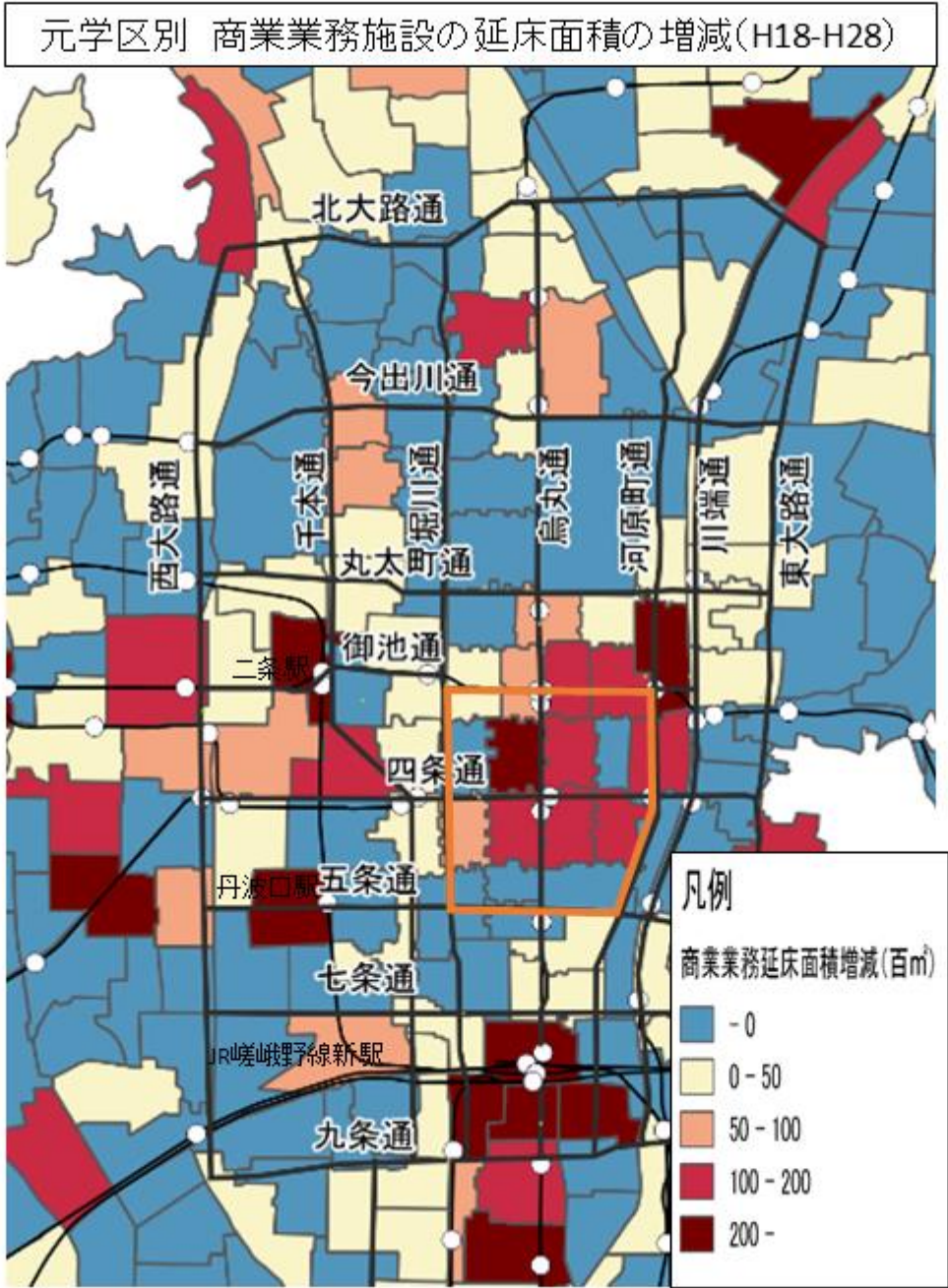


凡例

商業業務延床(百㎡)

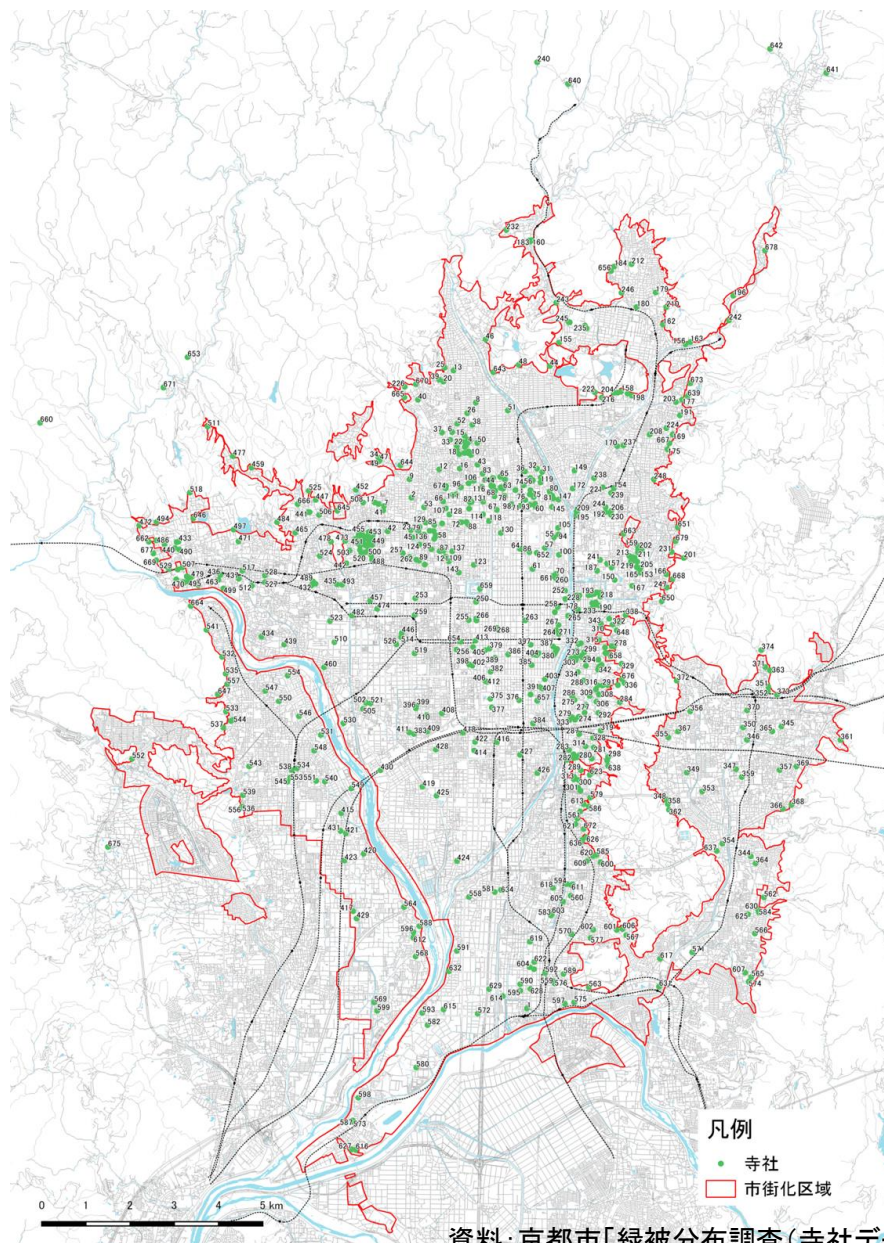
0 - 100
100 - 300
300 - 500
500 - 1000
1000 - 1500
1500 -

3 商業・業務 (6)商業業務施設の延床面積の増減(H18-H28)



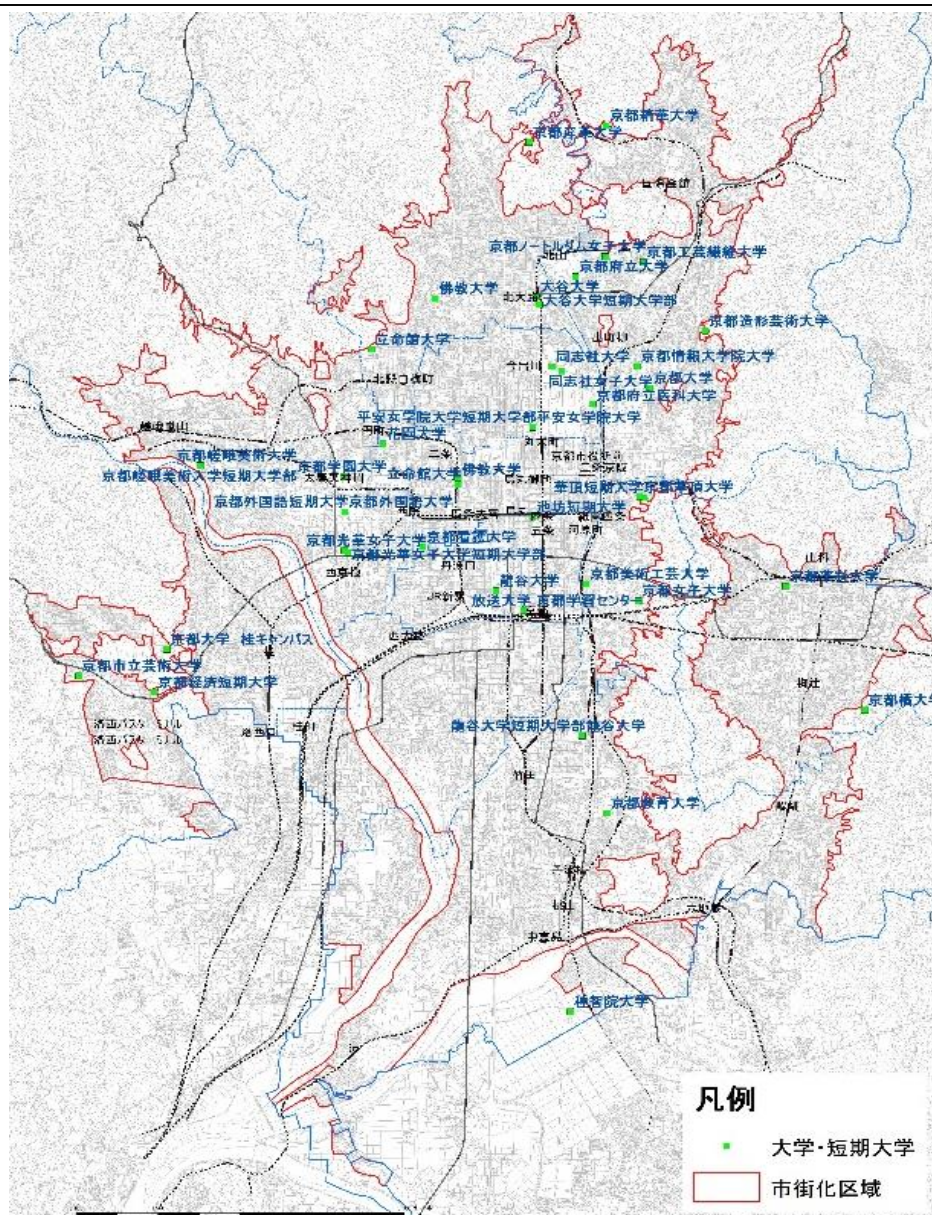
4 文化 (1) 寺社の分布状況

寺社は、市内の周辺部、市街化区域の縁辺部にも多く存在している。



5 大学の状況 (1)大学・短期大学の立地状況

市内に38の大学や短期大学が広範囲に立地し、公共交通の徒歩圏で利便性が高い分布となっている。

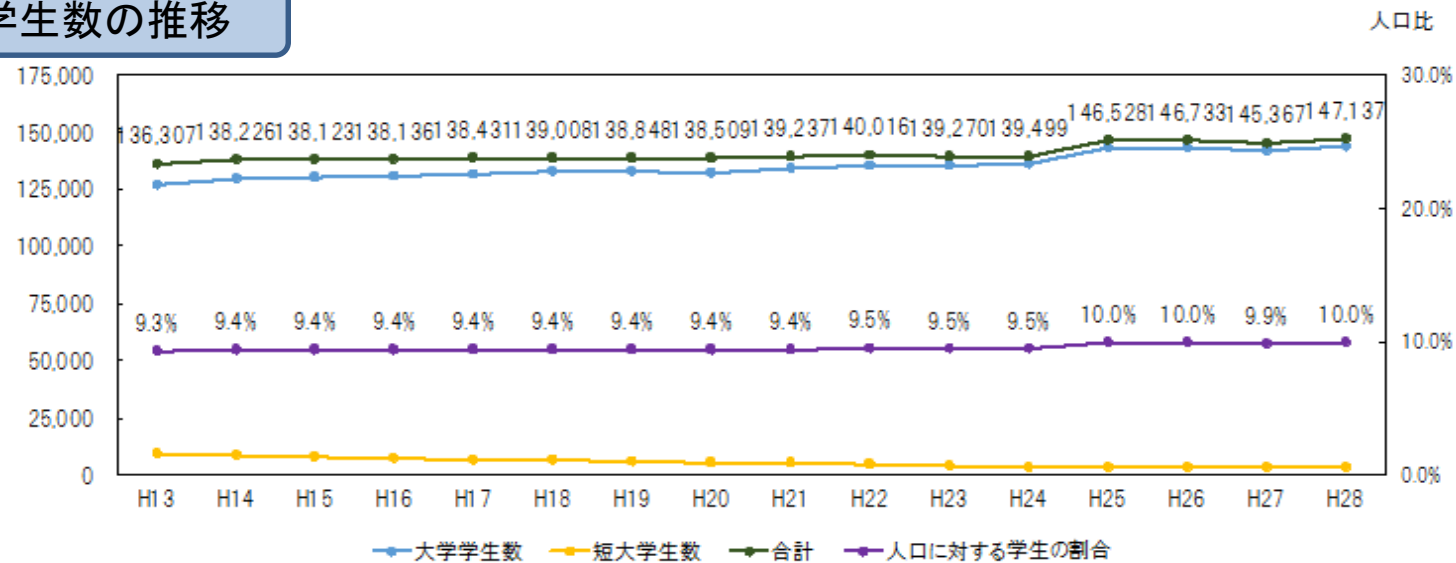


資料)国土交通省「国土数値情報」(学校データ)

5 大学の状況 (2)学生数の推移, (3)留学生数の推移

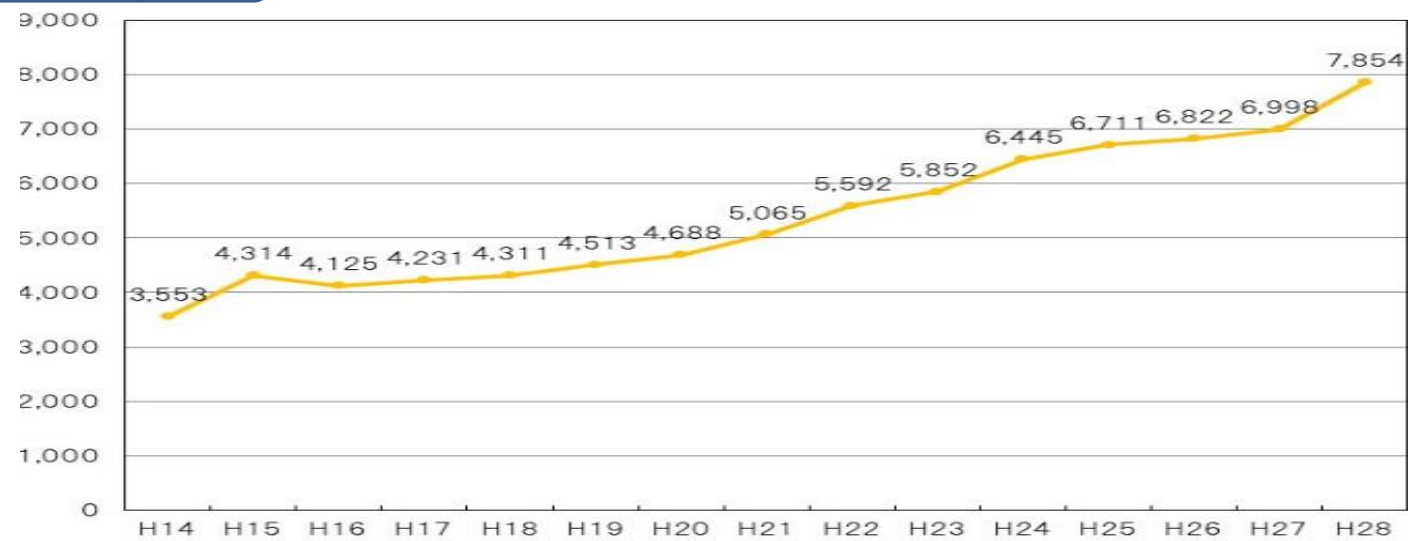
学生数は近年増加しており、人口に対する割合が10%(14.7万人)と高いほか、留学生数も年々増加している。

学生数の推移



資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)

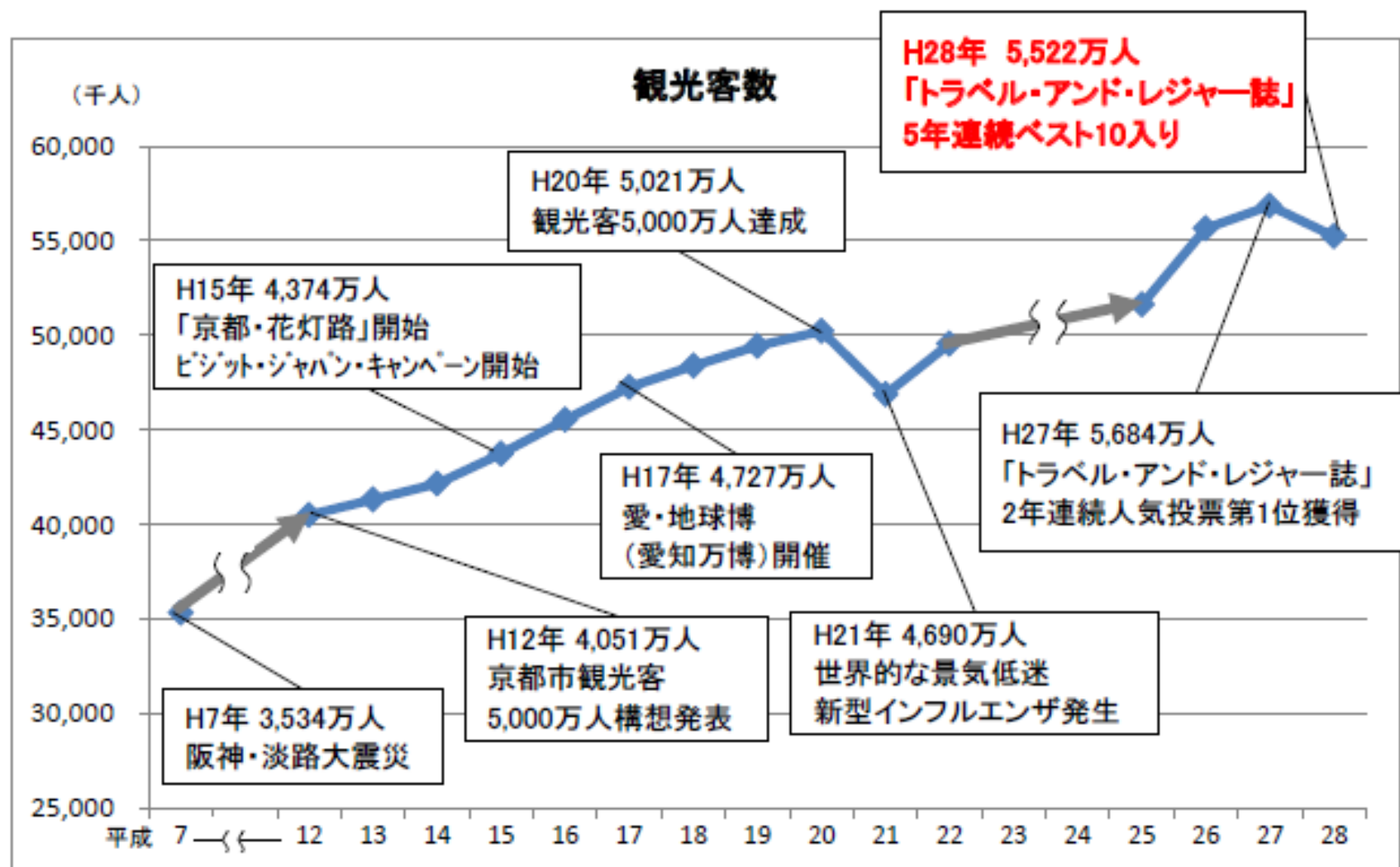
留学生数の推移



資料) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(平成28年度)

6 交流人口 (1)観光客数の推移

観光客数は近年大幅に増加しており、年間約5.5千万人が訪問している。



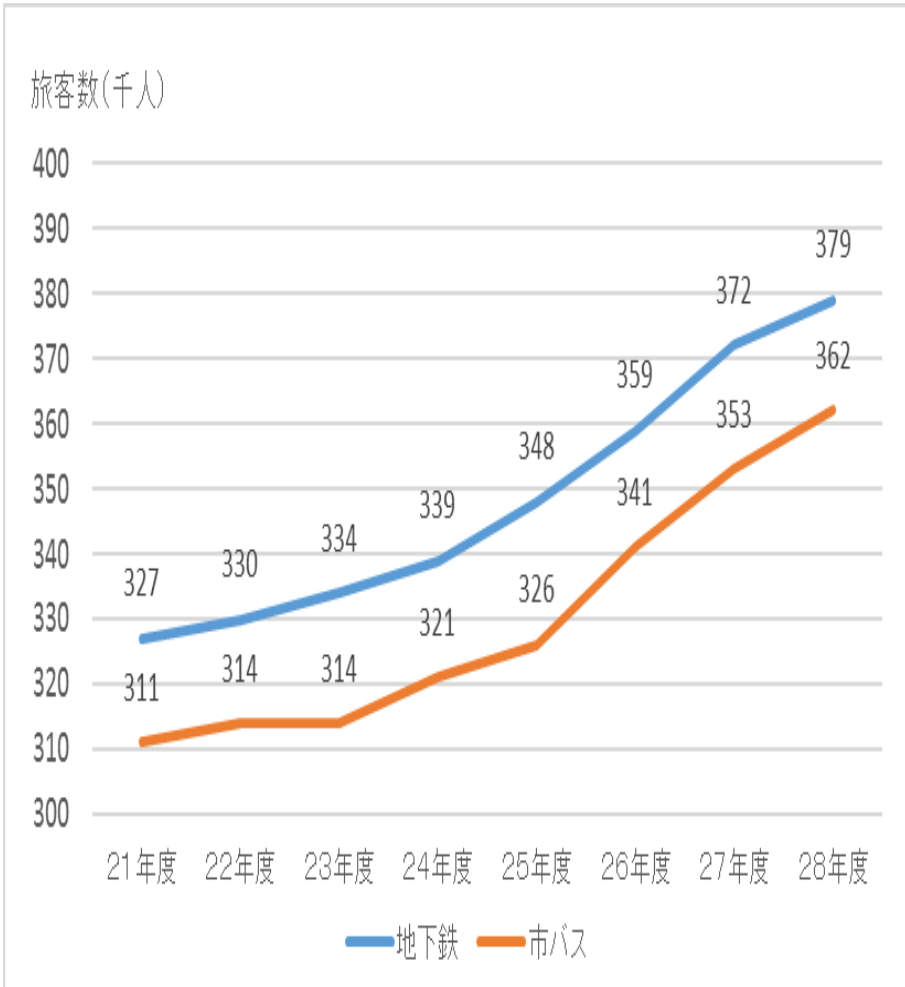
(注意) 平成23年及び平成24年は調査手法の変更により観光客数を推計していません。

資料)京都市「観光総合調査」

7 公共交通 (1)公共交通の利用状況

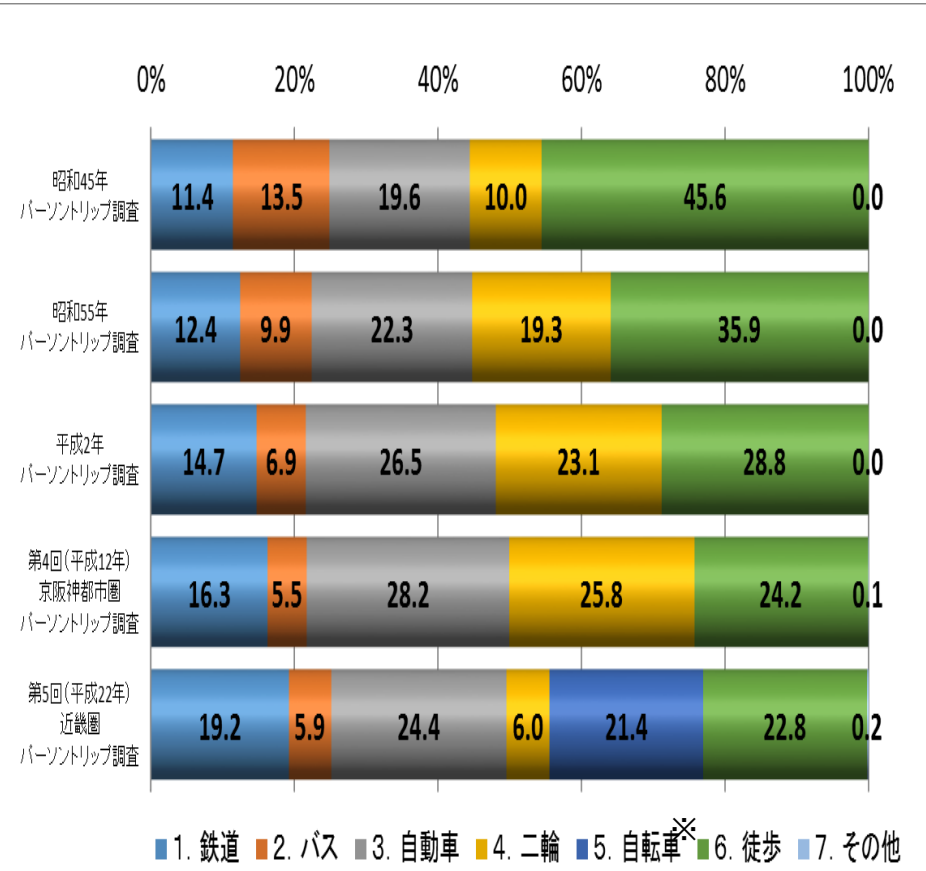
本市では、地下鉄・市バスの利用人員は、近年、増加傾向となっている。
本市における代表交通分担率は、10年前と比較すると、自動車の分担率は減少し、鉄道・バスを合わせた公共交通が最も多くなっている。

公共交通の旅客数の推移



資料)京都市「交通事業白書(年度別旅客数の推移・平成26年度まで)」
「交通事業白書(平成26年度以降)」

代表交通分担率(平日)の推移

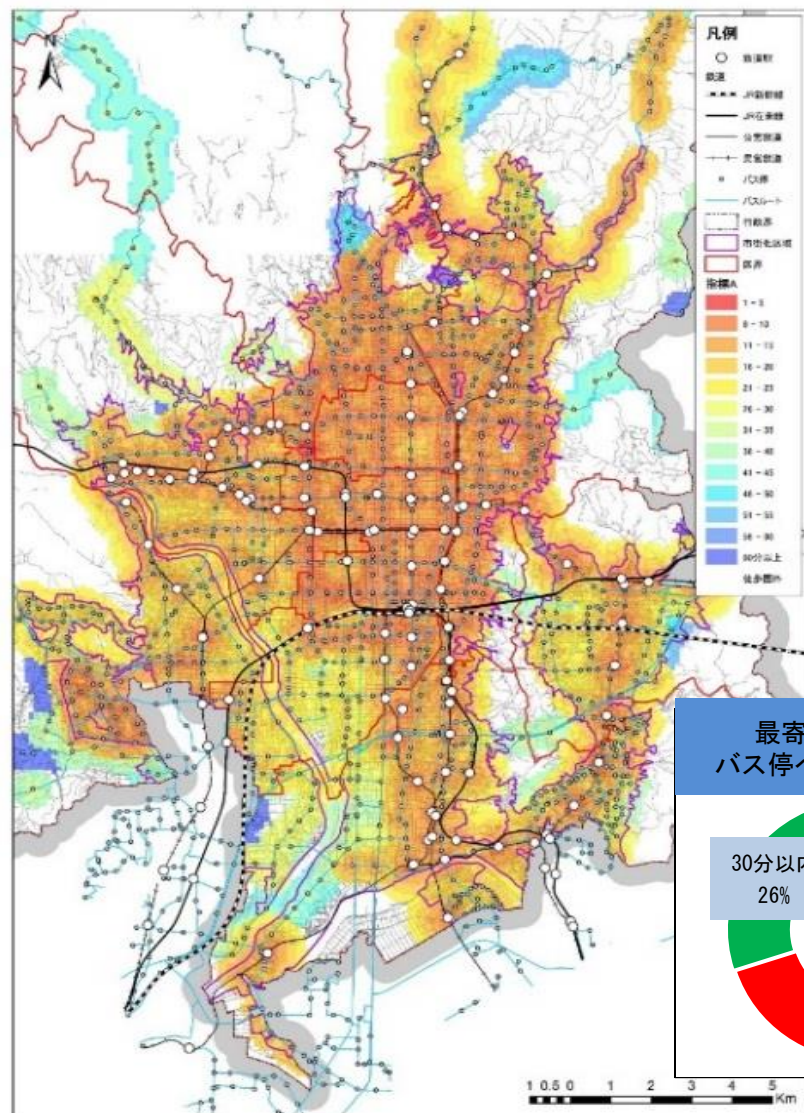


※平成22年調査より、従前の「二輪」を「自動二輪・原付」と「自転車」に細分化

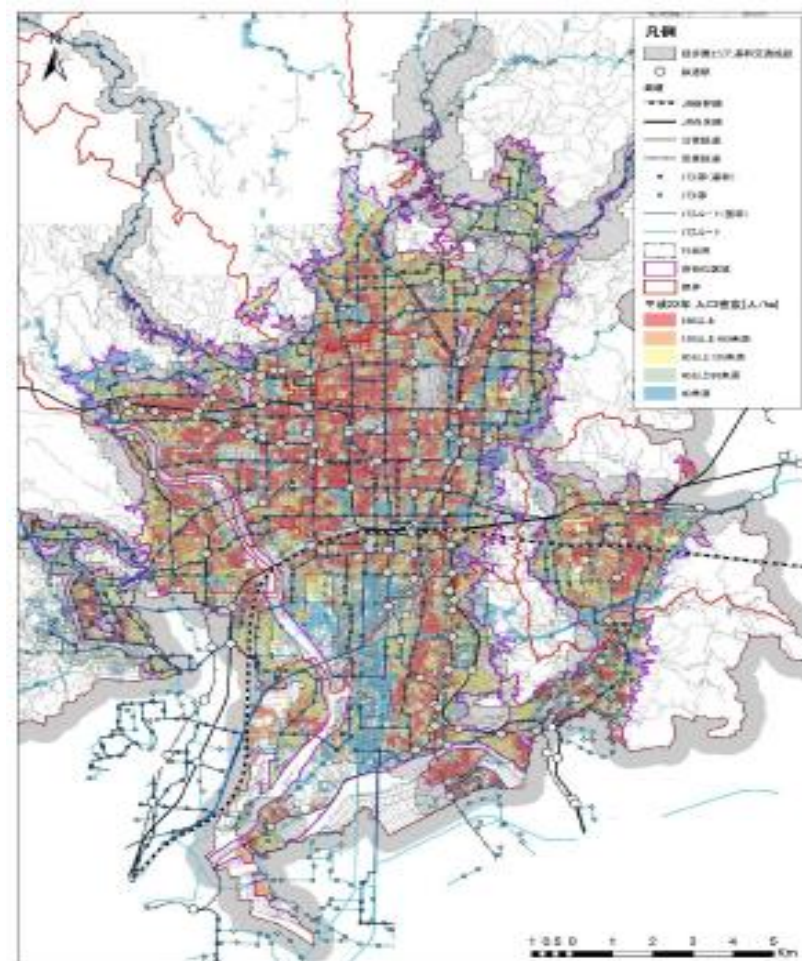
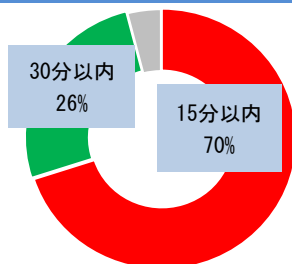
資料)国土交通省「京阪神都市圏パーソントリップ調査」
「近畿圏パーソントリップ調査」

7 公共交通 (2)公共交通のネットワーク状況

居住地から最寄りの鉄道駅・バス停へ到達し、待ち時間も含めて乗車するまでに要する時間は、居住人口の70%が15分以内、96%が30分以内となっている。
基幹的公共交通路線(日30本以上の鉄道・バス路線)の徒歩圏人口カバー率も92%となっており、他都市よりも高い。



最寄りの鉄道・バス停へのアクセス性



※基幹的公共交通路線(1日30本以上、概ねピーク時片道2本以上/時に相当)の徒歩圏(鉄道駅:半径800m圏、バス:半径300m圏)に居住する人口の比率

(参考) 他都市との比較

評価指標	単位	京都市	全国	三大都市圏	政令市	概ね30万
日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	87	43	53	63	30
S45DID区域における人口密度	人/ha	82	64	83	71	43
基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	92	55	66	72	40
公共交通の基幹分担率 (平日における鉄道+バス)	%	27	14	24	14	8
公共交通沿線地域※の人口密度	人/ha	62	35	54	31	16
DID区域に住む人口比率*	%	95			89	

(資料)京都市:平成28年度魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討基礎調査結果(平成29年3月)を基に本市作成
全国, 政令市, 概ね30万:都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月 国土交通省調べ)
(同ハンドブックで使用されていない評価指標(表中*))については, 平成22年国勢調査を基に本市作成)
比較に当たっては, 同ハンドブックで使用している都市規模を準用
三大都市圏:東京都, 千葉県, 埼玉県, 神奈川県, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 大阪府, 京都府, 兵庫県
政令市:上記以外の地方圏に存する政令指定都市
概ね30万:地方圏に属する人口10万~40万人の都市

評価指標に係る注釈 ※全ての鉄道駅, バス停の徒歩圏(鉄道駅:半径800m圏, バス停:半径300m圏)

諮問項目

- 1 「優れた景観の新たな創造」について
- 2 「持続可能な都市の構築」に向けた規制・誘導のあり方について
- 3 「個性や特色，期待される都市機能」に応じた地域ごとの規制・誘導のあり方について
- 4 地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働のあり方について
- 5 その他

今後の審議の進め方

7月25日	第1回委員会
8月～9月	第2回委員会
9月29日	景観市民会議
10月～12月	第3・4回委員会

- ・政策の進化の方向性等について審議
- ・今後の規制・誘導のあり方等について審議
- ・答申案のとりまとめ

12月頃	答申案のパブリックコメント
12月頃	シンポジウム開催

1月～3月	第5・6回委員会
3月末	答申書の提出

- ・答申についての審議

※ 関係団体・有識者等ヒアリング

第2回～第4回の委員会では、関係団体や有識者からのヒアリングを実施予定